

令和2年度 第2回足立区区民評価委員会 次 第

令和2年12月4日（金）
9時00分から正午（予定）
足立区役所中央館8階特別会議室

1 各分科会の評価結果について

2 足立区区民評価委員会報告書（案）について

(1) 重点プロジェクト事業の評価結果について

(2) 一般事務事業見直しの評価結果について

(3) 「報告にあたって」について

3 その他

「足立区基本計画」「足立区人口ビジョン・総合戦略」「足立区国土強靱化地域計画」に関する区民評価委員会委員への意見聴取について

※今年度改定予定の、基本計画、人口ビジョン・総合戦略および、新たに策定予定の国土強靱化地域計画の素案について、12月18日の会議後に、委員の皆様よりご意見を頂戴したいと考えております。12月4日の全体会終了後、10分程度お時間をいただき、各計画の概要と意見聴取の手法等についてご説明をさせていただきます。

【今後の予定】

- 第3回全体会：12月18日（金）午前9時00分～午前11時
区役所中央館8階 特別会議室
- 「足立区基本計画」「足立区人口ビジョン・総合戦略」「足立区国土強靱化地域計画」に関する区民評価委員会委員への意見聴取について
12月18日（金）午前11時00分～正午
※第3回全体会と同じ会場で実施します（第3回全体会と別の会議として取扱いさせていただきます）。
- 区民評価委員会報告書の区長への答申：令和3年2月9日（月） 石阪会長出席
- 経営会議メンバーとの意見交換会：開催する場合は3月頃で調整させていただきます。

足立区区民評価委員会

令和3年2月

本資料のページ番号は、全体会の資料用として付番しています。実際の報告書のページ番号は、調整後に付番します。

※表紙のデザインは変更になる可能性があります。

【案】

令和2年度（令和元年度実施事業分）

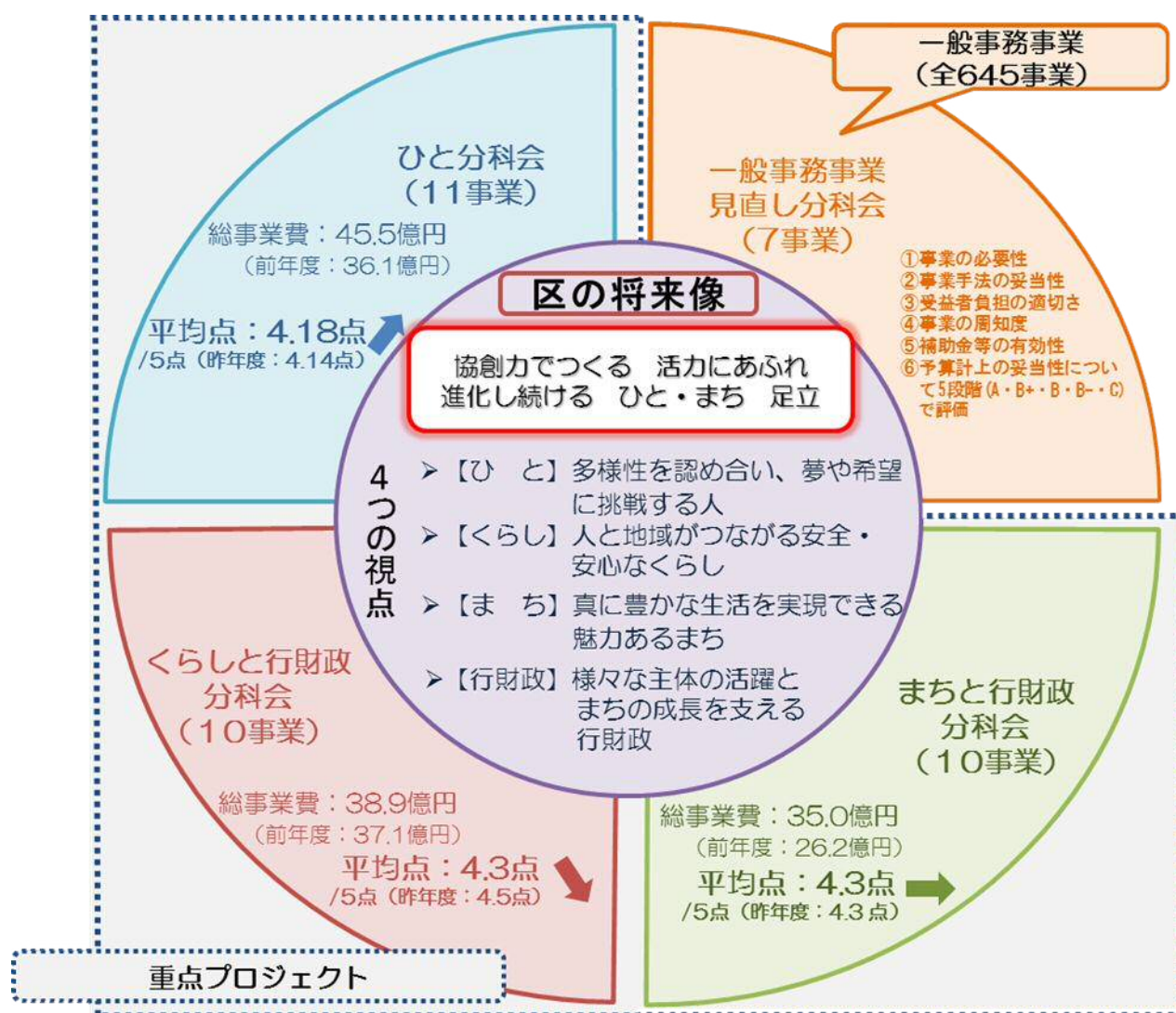
足立区区民評価委員会
報告書

**第2回全体会での議論を踏
まえて、第3回全体会にて石
阪会長に文案を提示してい
ただきます。**

令和3年2月

足立区区民評価委員会
会長 石 阪 督 規

令和2年度（令和元年度実施分）区民評価の結果概要図



目 次

ページ番号は昨年のものであります。内容確定後、付番を行い、正しい数値に修正します。

I 足立区区民評価委員会の概要

第1章 足立区区民評価委員会の役割・構成

- 1 委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 委員会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 評価の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 評価活動の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第3章 行政評価の概要

- 1 **コロナ禍における運営手法の変更点・・・・・・・・・・・・・・・・**
- 2 令和元年度の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 重点プロジェクト事業と一般事務事業の評価の視点の違い・・・・4

II 重点プロジェクト事業の評価結果

第1章 評価の概要

- 1 評価の対象・視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 評価の項目及び基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (1) 評価の項目
 - (2) 評価の基準

第2章 令和元年度の評価結果

- 1 「5段階評価」の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (1) 「①反映結果に対する評価」の結果
 - (2) 「②目標・成果の達成状況への評価」の結果
 - (3) 「③今後の事業の方向性への評価」の結果
 - (4) 「全体評価」の結果
- 2 重点プロジェクト事業全般にわたる評価・・・・・・・・・・・・9
 - (1) 投入コストについて
 - (2) 成果指標の達成率について

第3章 各分科会の評価結果

- 1 「ひと」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 「くらしと行財政」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 「まちと行財政」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第4章 個別評価調書(重点プロジェクト事業)・・・・・・・・・・・・34

Ⅲ 一般事務事業の評価結果

第1章 評価の概要

- 1 一般事務事業の区民評価 149
- 2 評価に用いた資料等 150
- 3 評価の項目及び基準 150
- 4 評価結果の集約 150

第2章 分科会の評価結果

- 1 総括意見 153
- 2 視点別評価結果 154
 - (1) 事業の必要性
 - (2) 事業手法の妥当性
 - (3) 受益者負担の適切さ
 - (4) 事業の周知度
 - (5) 補助金等の有効性
 - (6) 予算計上の妥当性

第3章 個別評価調書(一般事務事業) 158

資料 182

- 1 個別評価調書(重点プロジェクト事業) 資料1
※区民評価委員会評価対象外
- 2 足立区区民評価委員会委員名簿 資料2
- 3 足立区区民評価委員会条例 資料3
- 4 足立区区民評価委員会条例施行規則 資料4
- 5 足立区行政評価マニュアル 資料5
- 6 令和2年度重点プロジェクト事業体系一覧 資料6
- 7 令和2年度重点プロジェクト事業ラインナップの変更点 資料7
- 8 用語解説 資料8

※本編中の(*)を付した用語については、資料編(P.●●)に解説を記載しています。

I 足立区区民評価委員会の概要

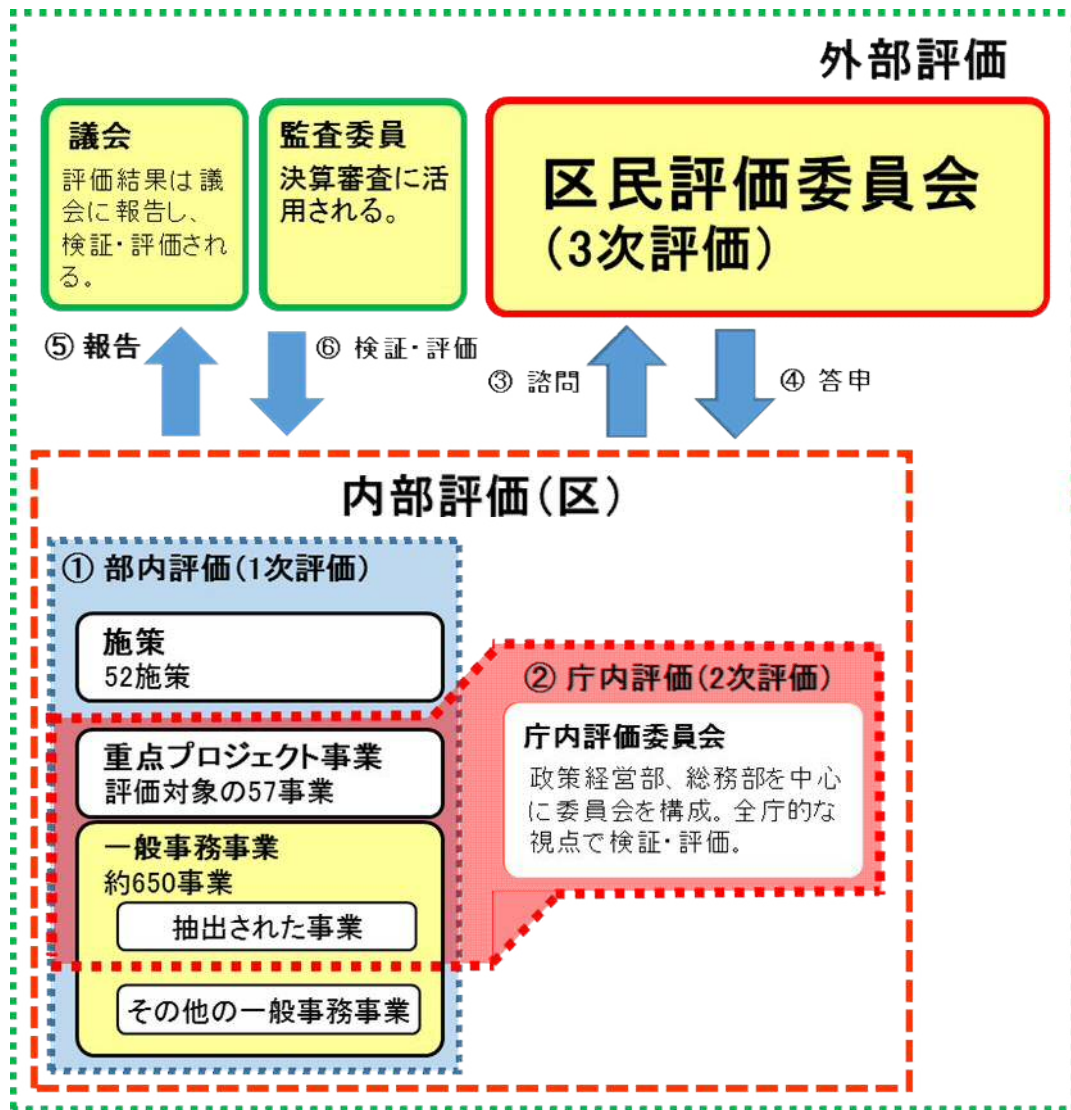
第1章 足立区区民評価委員会の役割・構成

1 委員会の役割

本委員会は、区が実施した施策や事業について、区民や学識経験者の視点からの評価を実施し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働と区政経営の改革・改善を推進することを目的としている。

現在は、区からの諮問を受けた「重点プロジェクト事業」および「抽出された一部の事務事業」について評価し、事業改善につなげるための提言（下図③から④）を行っている。

行政評価の流れ（①から⑥を毎年度実施）



2 委員会の構成

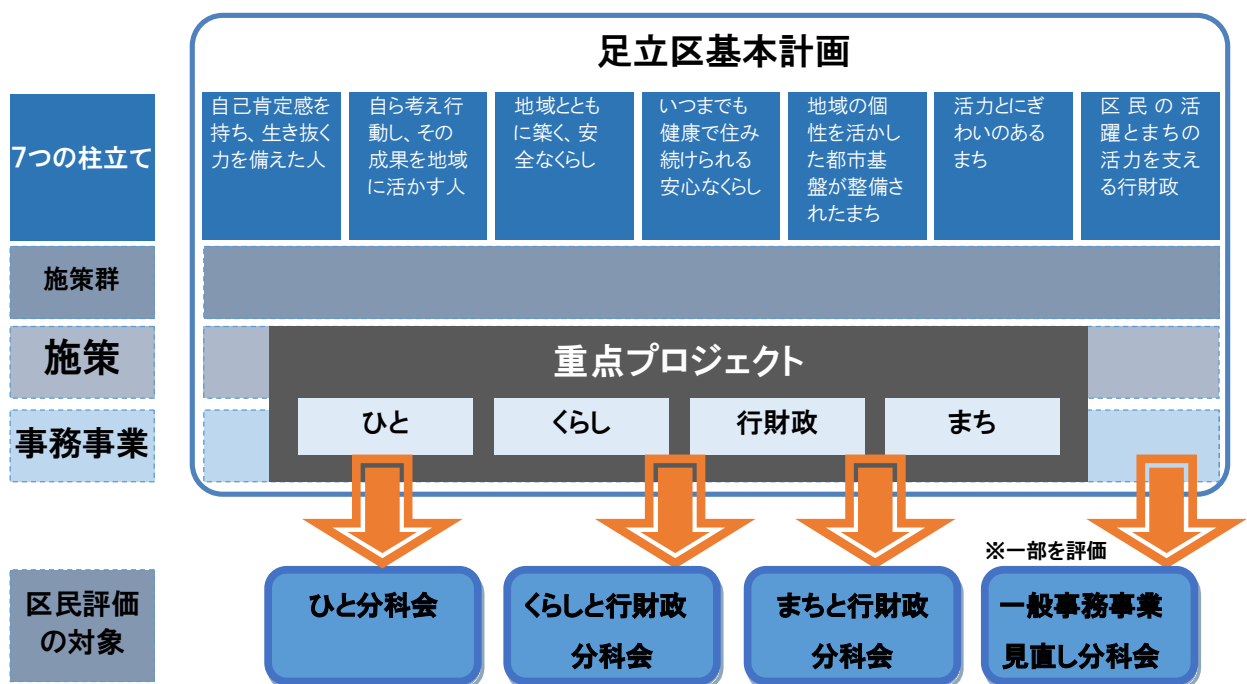
本委員会は、学識経験者委員 5 名、区民からの公募委員 12 名の合計 17 名で構成されている。令和 2 年度の公募委員の性別・年代構成は、以下のとおりである。

今年度より、本委員会では初となる 10 歳代の大学生が 2 名委員として就任している。

- ・性別：男性 4 名、女性 8 名
- ・年代別：10 歳代 2 名、20 歳代 1 名、30 歳代 1 名、40 歳代 2 名、50 歳代 3 名、70 歳代 3 名

3 評価の体制

重点プロジェクト事業は、平成 29 年度から新たにスタートした基本計画に組み込まれ、施策体系である 4 つの視点（ひと 暮らし まち 行財政）及び 7 つの柱立てに基づき、体系的な見直しが図られた。本委員会は評価活動を効率的に行うため、この体系に合わせて 3 つの分科会（「ひと」「暮らしと行財政」「まちと行財政」と、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業の評価を実施する分科会（「一般事務事業見直し」）の、計 4 つの分科会を設置した。



第2章 評価活動の経過

本委員会は平成 17 年度に設置され、今年度が 16 回目の評価活動であった。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と異なるスケジュールで評価活動を実施することを余儀なくされた。

まず、評価活動の皮切りとなる第 1 回区民評価委員会全体会は、令和 2 年 4 月 21 日に開催を予定していたが、政府が「緊急事態宣言」を発出していた期間と重なり、延期せざるを得なかった。

その後、コロナ禍での評価活動の実施について、開始時期、運営手法を事務局と模索し、第 3 章の 1 に述べる対策を取ることで、令和 2 年 8 月 6 日に第一回全体会を実施することができた。

以降、分科会の評価活動を含めて、延べ 23 回の会議を開催し、コロナ禍においても評価活動を終了することができた。

【活動経過】

回	日 程		会 議 名	議 題 等
	R2 年度	例年(参考)		
1	R2. 8. 6	4 月中旬	第 1 回区民評価委員会全体会	○新委員への委嘱状交付 ○評価委員会の進め方について等
2 ～ 21	R2. 9. 4 ～ R2. 10. 27	6 月中旬 ～ 8 月上旬	区民評価 ◆各分科会事前討議 ◆各分科会ヒアリング ◆各分科会評価作業 ※◆各分科会の活動回数 ・ひと 5 回 ・くらしと行財政 5 回 ・まちと行財政 5 回 ・一般事務事業見直し 5 回	○分科会評価の進め方について ○ヒアリング時の質問項目等の検討 ○所管課への質疑・応答の形でヒアリングを実施 ○事業評価検討 1 重点プロジェクト事業 ・反映結果 (5 段階) ・達成状況 (5 段階) ・方向性 (5 段階) ・総合評価 (5 段階 (0.5 含む)) 2 一般事務事業 ・項目別評価 (6 項目、5 段階)
22	R2. 12. 4	8 月中旬	第 2 回区民評価委員会全体会	○各分科会評価の報告・検討 ○区民評価委員会報告書の内容検討
23	R2. 12. 18	8 月下旬	第 3 回区民評価委員会全体会	○区民評価委員会報告書の内容検討

第3章 行政評価の概要

1 コロナ禍における運営手法の変更点

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、運営手法についても大幅に変更を行った。

まず、事業ヒアリング及び評価作業で使用する会議室の3密対策の一環として、オンライン(*)による会議システムを導入し、委員が会議室に集まらなくても事業ヒアリング及び評価作業を行えるようにした。また、評価活動の開始が後ろ倒しになり、限られた期間の中で適切に評価を行う必要があったため、区と協議し、評価する事業を令和2年度は約半数に絞込むこととした。さらに、オンラインによるヒアリングは、委員、事業所管課、双方の意図が対面によるヒアリングに比べて伝わらないことが懸念されたため、ヒアリング時間を20分から30分に延長することとした。

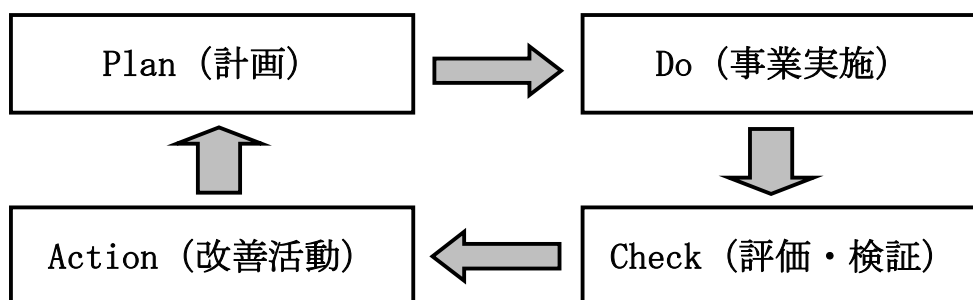
なお、評価対象の絞込みを行った結果、事業ヒアリング及び評価作業の日程は、例年と比較し、それぞれ1日少なくなっている。

2 令和2年度の評価

足立区では、行政評価を「行政活動を一定の基準・視点にしたがって定期的に評価し、そこで得られた評価情報を次の計画立案や事業改善へと反映させる一連の作業」と定義づけている。また、その目的として、「区民に対する説明責任を果たし、協働・協創の基礎をつくる」「成果重視の区政への転換を進めるとともに、基本計画の進行管理を行う」「PDCAのマネジメントサイクル(*p. ●●参照)を確立し、戦略的な区政経営を行う」「職員の意識改革を進め、政策形成能力を高める」の4つを掲げている。本委員会は、これらの内容を踏まえ、区長からの諮問により、令和元年度実施の指定された「重点プロジェクト事業」(資料編 資料6及び7参照)及び「一般事務事業」(p. ●●参照)を対象に評価を行った(注)。

本報告書に示す評価内容は、区民等で組織された委員会の率直かつ重要な意見であり、区はその真意を十分にくみ取り、令和3年度の事業計画及び事業執行において、具体的な対応を図りたい。

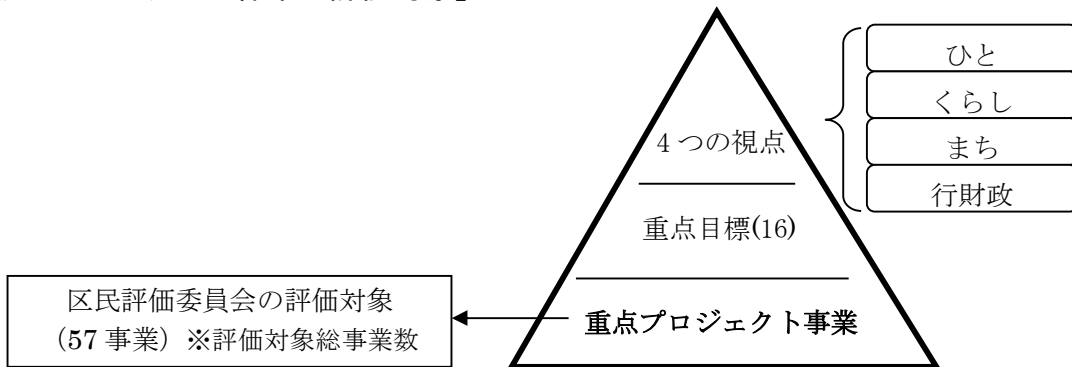
【PDCAのマネジメントサイクル】



【令和2年度の評価対象別の評価体制】

評価対象	各部評価	庁内評価委員会	区民評価委員会
重点プロジェクト事業	○ ※全事業（57 事業）	○ ※全事業（57 事業）	○ ※31 事業
施策	○ ※全施策		
一般事務事業	○ ※全事業	全事業の1/3を評価対象とし、その中から7事業をヒアリング	庁内評価委員会がヒアリングを実施した事業から7事業を選定

【重点プロジェクトの体系と評価対象】



3 重点プロジェクト事業と一般事務事業の評価の視点の違い

重点プロジェクト事業と一般事務事業では、その評価の視点に違いがある。

重点プロジェクト事業の評価は、「成果目標に対する達成度の評価」を中心に行い、それを踏まえ、今後の方向性を探ることを目的としている。

一般事務事業の評価は、過去と現在（前年度決算と今年度予算）を踏まえ、予算計上に無駄がないか、効率的手法が担保されているか等、事業予算に対する評価とともに、事業そのものの効果や意義についての評価を実施している。

このため、評価の手法、項目及び基準については、それぞれの評価ごとに設定している。

重点プロジェクト事業評価と一般事務事業評価では、一見、異なるミッションに思われるが、行政の多種多様な事務事業の評価を推進し、行政評価制度の成果を挙げていくためには、各々の充実を図ることが重要である。

II 重点プロジェクト事業の評価結果

第1章 評価の概要

1 評価の対象・視点

本委員会の「ひと」「くらしと行財政」「まちと行財政」の各分科会では、重点プロジェクト事業を対象として達成状況の検証、達成に向けた改善方法、新たな課題、昨年度に提言した内容の反映結果などの視点により事業を評価した。

評価対象となる重点プロジェクト事業は、その進捗状況や区を取り巻く環境の変化に即応するため、毎年度ラインナップの見直しを実施しているが、令和2年度は、新規・廃止対象の事業はなく、評価対象事業数は昨年度と同じ57事業であった。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響で、評価活動の開始が後ろ倒しになり、限られた期間の中で適切に評価を行う必要があったため、区と協議し、評価する事業を令和2年度は約半数に絞込むこととした。

評価にあたっては、分科会ごとに事業所管課に対してオンラインによる会議システムを併用したヒアリングを実施するとともに、各事業の重点目標への貢献度などにも留意し、詳細な検討を行った。

なお、今回、評価対象に該当しなかった事業においても、庁内評価の結果を踏まえて、事業計画を立てるなど、事業改善に向けた具体的な対応を図られたい。

2 評価の項目及び基準

重点プロジェクト事業の評価の項目及び評価の基準は、以下のとおりである。

(1) 評価の項目

①反映結果に対する評価	②目標・成果の達成状況への評価	③今後の事業の方向性への評価
<ul style="list-style-type: none">・昨年度の区民評価委員会の評価（提言）等が事業に反映されているか <p>注：提言が反映されていない場合は、十分な説明があるかどうか注視する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・投入資源に対して、成果が十分に出ているか <p>注：目標値の設定が妥当であるかどうか注視する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・現状の事業の方向性が妥当であるか・重点目標に対して、達成の手法が適切に選択されているか

(2) 評価の基準

平成 30 年度から、より適切な評価につなげるため、全体評価のみ「0.5」刻みの評価点を追加した。

評点	①反映結果	②目標・成果の達成状況	③今後の事業の方向性	全体評価
5	評価（提言）以上に反映した。 （反映率：120%程度）	優れた取組が多く、十分な成果が出ている。	事業の方向性も手法も適切であり、積極的に推進すべきである。	5
4	評価（提言）を積極的に反映した。 （反映率：90%程度）	優れた取組がいくつかあり、成果が出ている。	事業の方向性も手法の選択も概ね適切である。	4.5
				4
3	評価（提言）をある程度反映した。 （反映率：60%程度）	いくつかの取組により、成果は概ね出ているが、さらなる努力が必要である。	事業の方向性は概ね適切であるが、手法の選択にやや課題がある。	3.5
				3
2	評価（提言）の反映が消極的である。 （反映率：30%程度）	いくつかの取組において課題があり、成果があまり出していない。改善が必要である。	事業の方向性に多少課題があり、選択されている手法も相当程度見直す必要がある。	2.5
				2
1	評価（提言）が全く反映されていない。 （反映率：0%）	多くの取組に課題があり、成果が出していない。大幅な改善が必要である。	事業の方向性も手法の選択も抜本的に見直す必要がある。	1.5
				1

第2章 令和2年度の評価結果

1 「5段階評価」の結果

令和2年度の重点プロジェクト事業における5段階評価の平均点は、以下のとおりである。**なお、今年度は評価対象事業を約半数に絞込みを行ったため、評価平均点を比較できるように、令和2年度に評価を行った事業と同じ事業を、令和元年度に評価した事業の中から抽出して算出した。**

【重点プロジェクト事業の5段階評価平均点数】（「5点」が最高）

評価項目	令和元年度 (平成30年度実施事業のうち令和2年度に評価を実施した同種31事業の平均)	令和2年度 (令和元年度実施分31事業)
① 反映結果に対する評価	4.39	➡ 4.26
② 目標・成果の達成状況への評価	4.16	➡ 4.06
③ 今後の事業の方向性への評価	4.19	➡ 4.13
全体評価	4.31	➡ 4.24

(1) 「① 反映結果に対する評価」の結果

反映結果に対する評価は、「昨年度の区民評価委員会の評価（提言）等が事業に反映されているか」という視点から評価した。

この中で、評価を上げたものが4事業、評価を下げたものが7事業あり、昨年度と比較し0.13ポイント減少した。

(2) 「② 目標・成果の達成状況への評価」の結果

目標・成果に対する評価は、「投入コストに対して、事業の成果が十分に出ているか」という視点から評価した。

この中で、評価を上げたものが4事業、評価を下げたものが7事業あり、昨年度と比較し0.1ポイント減少した。

(3) 「③ 今後の事業の方向性への評価」の結果

今後の事業の方向性への評価は、「現状の事業の方向性が妥当であるか」、「目標達成の手段が適切に選択されているか」という視点から評価した。

この中で、評価を上げたものが4事業、評価を下げたものが5事業あり、昨年度と比較し0.06ポイント減少した。

(4) 「全体評価」の結果

全体評価は、「① 反映結果に対する評価」「② 目標・成果の達成状況への評価」「③ 今後の事業の方向性への評価」を勘案しながら、事業全体を総合的に評価した。

この中で、評価を上げたものが7事業、評価を下げたものが9事業あり、昨年度と比較して0.07ポイント減少した。

なお、視点別の各事業における評価は、「Ⅱ 第3章 各分科会の評価結果（p. ●●参照）」に委ね、改善に対する各所管課での取組を引き続き求めていく。

【評価項目別 各分科会の平均点数の比較】

		令和元年度 (平成30年度実施事業のうち令和2年度に評価を実施した同種31事業の平均)	令和2年度 (令和元年度実施31事業)	昨年度との差
①反映結果	ひと	4.09	4.27	0.18 ↗
	くらし	4.75	4.50	-0.25 ↘
	まち	4.57	4.00	-0.57 ↘
	行財政	4.20	4.20	0.00 →
②達成状況	ひと	3.82	3.91	0.09 ↗
	くらし	4.38	4.38	0.00 →
	まち	4.43	3.86	-0.57 ↘
	行財政	4.20	4.20	0.00 →
③方向性	ひと	4.09	4.00	-0.09 ↘
	くらし	4.38	4.13	-0.25 ↘
	まち	4.00	4.14	0.14 ↗
	行財政	4.40	4.40	0.00 →
全体評価	ひと	4.14	4.18	0.05 ↗
	くらし	4.56	4.44	-0.13 ↘
	まち	4.21	4.07	-0.14 ↘
	行財政	4.40	4.30	-0.10 ↘

【5段階評価の分布状況（事業数）】

※評点以外の数値は事業数。()内は昨年度。

評点	5	4	3	2	1
反映結果	14 (14)	12 (15)	4 (2)	1 (0)	0 (0)
達成状況	8 (9)	17 (18)	6 (4)	0 (0)	0 (0)
方向性	6 (6)	23 (24)	2 (1)	0 (0)	0 (0)

評点	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	1
全体評価	4 (3)	14 (15)	8 (11)	4 (2)	0 (0)	1 0	0 (0)	0 (0)	0 (0)

2 重点プロジェクト事業全般にわたる評価

(1) 投入コストについて

令和元年度に実施した事業のうち今年度評価対象とした 31 事業と同種の重点プロジェクトの総事業費（評価調書の投入コスト合計）は、約 119 億円であり、昨年度の同じ事業と比較すると約 20 億円増加している。

主な増要因は、「No. 36 防災まちづくり事業の推進（重点目標⑨）」や、「No. 28 地域包括ケアシステムの推進（重点目標⑦）」の事業費の拡充である。

なお、事業コストについては、個別の事業に対して評価を行っており、詳細は p. ●●からの個別評価調書を参照されたい。今回、評価対象に該当しなかった事業を含め、今後も、積極的に費用対効果の自己評価・検証を行い、事業の効率化と区民への説明責任を果たしてもらいたい。

【令和元年度 重点目標別の総事業費】

（単位：千円）

視点	重点目標	30事業費 (決算額)	R1事業費 (決算額)	昨年度比
ひと	①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む	718,141	1,508,607	↗
	②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	2,817,630	2,959,108	↗
	③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる	73,351	82,753	↗
	④多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する	—	—	—
くらし	⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する	729,089	687,533	↘
	⑥環境負荷が少ないくらしを実現する	987,726	1,003,152	↗
	⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する	1,802,204	1,985,757	↗
	⑧健康寿命の延伸を実現する	153,034	170,077	↗
まち	⑨災害に強いまちをつくる	1,549,977	2,191,026	↗
	⑩便利で快適な道路・交通網をつくる	—	—	—
	⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める	477,342	687,092	↗
	⑫地域経済の活性化を進める	141,987	139,157	↘
行政	⑬多様な主体による協働・協創を進める	36,178	42,417	↗
	⑭戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う	370,657	388,386	↗
	⑮区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす	77,090	95,865	↗
	⑯次世代につなげる健全な財政運営を行う	—	—	—
合計		9,934,406	11,940,930	↗

※「—」の記載がある欄は、今年度の評価活動対象 31 事業の該当がなかった重点目標

(2) 成果指標の達成率について

重点プロジェクト事業の成果を測る成果指標（各事業所管課において設定）の令和元年度目標値に対する達成率は **83.0%** である（達成率 100%以上の指標は 100%として計算）。昨年度（今年度の評価対象 31 事業と同種の事業）は **92.0%** であったため、**9.0 ポイント減と、例年以上の減少幅となった。**令和元年台風 19 号や新型コロナウイルス感染症といった災害の影響により事業を中止・延期したため、成果に結び付かなかったことが例年になく減少要因である。新型コロナウイルス感染症の影響については、令和 2 年度実施事業以降に本格化することが想定されるため、各事業所管課においてはその影響を見定めた上で、適切な目標値の設定を行っていくことが求められる。

また、指標の設定については、昨年度も本委員会において課題があるとの指摘をしたが、今年度の重点プロジェクト事業体系の見直しの中で、指標の変更や追加などの工夫が見られる事業がある一方で、対応が不十分な事業も見受けられた。

目標達成率が 70%未満の指標も存在しているため、**新型コロナウイルス感染症の影響も見定めた上で、引き続き区民が事業の成果を実感しやすい指標・妥当な目標値の設定に努めるとともに、**目標達成に向けて取組んでほしい。

【令和元年度実績 重点プロジェクト事業 達成率毎の成果指標数】（ ）は昨年度

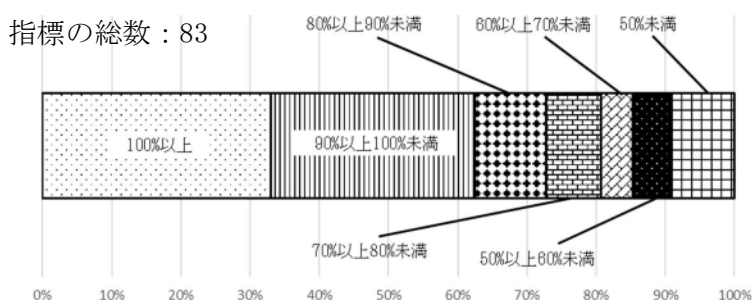
達成率	指標数	比率
100%以上	29 (39)	33.0% (43.8%)
90%以上100%未満	26 (26)	30.0% (29.2%)
80%以上90%未満	9 (11)	10.2% (12.4%)
70%以上80%未満	7 (6)	8.0% (6.7%)
60%以上70%未満	4 (3)	4.6% (3.4%)
50%以上60%未満	5 (3)	5.7% (3.4%)
50%未満	8 (1)	9.0% (1.1%)
合計	88 (89)	100%

※ 1 事業につき複数の成果指標を設定しているため、指標数と事業数とは同一にはならない。

※ 比率は、四捨五入しているため、その合計値が必ずしも 100 にはならない。

※ **新型コロナウイルス感染症の影響により成果の算出ができなかった指標の達成率は 0%としている。**

【令和元年度実績 重点プロジェクト事業 成果指標の達成率の割合】



次回の校正では、次ページに移し、図を大きくします。全体のページ番号に影響が出ますので、第 2 回全体会では、この校正で説明させていただきます。

第3章 各分科会の評価結果

重点プロジェクトについては、評価活動を効率的に行うために、「ひと」「くらしと行財政」「まちと行財政」の3つの分科会に分かれて評価活動を実施した。各分科会の評価結果は、以下のとおりである。

1 「ひと」分科会

【評価対象事業とその評価】

視点	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	昨年度	ページ	
ひと	重点目標「①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む」				1,508,607	(2,923,696)	千円	
	評価対象6事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	1	幼児教育推進事業・家庭教育推進事務	4	3	4	4	→	
	2	学力向上対策推進事業(小学校の基礎学力対策)	4	4	3	3.5	↘	
	3	学力向上対策推進事業(中学校の基礎学力対策)	3	3	4	3.5	↘	
	4	学力向上対策推進事業(教員の授業力向上)	4	3	4	4	→	
	5	発達支援児に対する事業の推進	5	5	4	4.5	→	
	6	不登校対策支援事業	5	5	4	4.5	→	
	7	育英資金事業	-	-	-	-	-	
	8	小・中学校給食業務運営事業(おいしい給食の推進)	-	-	-	-	-	
	9	放課後子ども教室推進事業	-	-	-	-	-	
	10	こども未来創造館事業	-	-	-	-	-	
	11	自然教室事業・体験学習推進事業	-	-	-	-	-	
	重点目標「②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える」				2,959,108	(6,909,914)	千円	
	評価対象4事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	12	待機児童解消の推進	-	-	-	-	-	
	13	学童保育室運営事業	4	4	4	4.5	→	
	14	あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASMAP)の推進事業(妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3~4か月児健診事業)	4	4	5	4.5	→	
	15	子育てサロン事業	-	-	-	-	-	
	16	養育困難改善事業(児童虐待対策等)	5	4	4	4.5	↗	
17	ひとり親家庭総合支援事業	5	4	4	4.5	↗		
重点目標「③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる」				82,753	(113,194)	千円		
評価対象1事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計								
18	文化・読書・スポーツ活動協創推進事業	4	4	4	4	↗		
19	東京オリンピック・パラリンピックレガシー創出事業	-	-	-	-	-		
重点目標「④多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する」				0	(25,549)	千円		
評価対象0事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計								
20	ワーク・ライフ・バランスの推進事業	-	-	-	-	-		
全体評価の平均値(ひと分野)					4.2	↗		

※「昨年度」欄【新:新規選定事業、↗:向上、↘:低下、→:維持】

(1) 評価の概要

ひと分科会が評価を行った重点項目は次の4つであり、全体で11事業である。

【ひと】

- ① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む-----6事業
- ② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える-----4事業
- ③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる
仕組みをつくる -----1事業
- ④ 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する----0事業

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各事業予定通りいかなかった部分も多くみられた。区民評価自体もまた然りであり、秋から評価作業開始となり、評価対象となった重点プロジェクトも20事業から11事業に減少した。

一方で今年度の新たな状況としては、新委員が2名加わり、その中の1名は大学生であった。学生にとってはなじみのない事業等もあったであろうが、随時新鮮な意見を述べてくれて、議論の活性化につながった。加えて、オンラインによる会議が実施され、委員の内1名が区役所内での参加、残り3名が遠方（自宅や出先）からの参加となった。当初は、通信環境が安定せずに音声のやりとりが難しい部分もあったが、徐々に対応に慣れてきて、会議の進行も速やかに行うことができた。難点としては、評価委員同士の対面コミュニケーションが出来なかったため、新委員2人に随時細かいアドバイスなどのサポートが行き届かなかった点であろう。来年度以降はこの経験を生かして、オンラインであったとしてもあえて雑談の時間を少し確保しながら、綿密なコミュニケーションを心掛けたい。

さて、分科会として11事業を評価するにあたり、はじめに事業評価調書と説明資料を熟読し、書面による質疑応答を踏まえ、ヒアリングに臨んだ。

- ・ 「反映結果」については、昨年度に委員が要望、提案した意見を反映しているかを重視した。
- ・ 「達成状況」については、活動指標・成果指標の達成度（数値）を重視した。目標数値については、対象集団に対してその数値が妥当かどうか、また評価指標そのものが妥当かどうかを併せて検討した。
- ・ 「方向性」については、費用対効果、地域資源の活用、関係機関との連携、広報の仕方など、様々な観点から議論した。特に、数値に結果が示されにくい事業については、行政のみに負担をかけるのではなく、民間企業等も含めた新たな展開を検討した。

(2) 評価結果

【ひと分科会】

全体評価の平均点	-----	4.2	(4.1)
個別評価の平均点	反映結果	-----	4.3 (4.1)
	達成状況	-----	3.9 (3.8)
	方向性	-----	4.0 (4.1)

※ () は昨年度の同種 11 事業の評価結果

最終的には、全体評価「5」が 0 事業、「4.5」が 6 事業、「4」が 3 事業、「3.5」が 2 事業となった。昨年度同様に「5」が 0 事業であったことは、残念だったが、昨年度から引き続きの評価 11 事業の中で、評価を上げた事業は 3 つ (27%)、評価を維持したものが 6 つ、全体の 80% が昨年以上の評価結果を残した。なお、評価が低下したものが 2 つであった。

全体を通して、昨年度の提言がバランスよく取り入れてられており、かつ新しいことにも積極的に挑戦しようとする意欲が素晴らしかった。課題であった、「連携」や「情報発信」も改善が見られているが、今後は新型コロナウイルス感染症の影響のような社会的な危機状況下における対応も求められることとなろう。

今年度の評価結果をまとめると、全体評価平均は 4.2 (昨年度 4.1)、反映結果 4.3 (昨年度 4.1)、達成状況 3.9 (昨年度 3.8) と多くが前回を上回る内容となった。しかし方向性は 4.0 と前回をわずかに下回る結果となった。方向性が低かった理由としては、事業内容に成熟が見られ、それぞれの事業の量的な展開はほぼ達成されたので、さらに一歩進んだ質的な発展を期待していたが、その点はもう一歩であったといえよう。

(3) 評価が高かった事業(ひと分科会)

全体評価は、4.5が最高であり、6事業が該当した。「No.5 発達支援児に対する事業の推進」、「No.6 不登校対策支援事業」、「No.13 学童保育室運営事業」、「No.14 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (ASMAPP) の推進事業 (妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3~4か月児健診事業)」、「No.16 養育困難改善事業 (児童虐待対策等)」、「No.17 ひとり親家庭総合支援事業」であった。このうち2事業は前年度から評価を上げ4.5となった事業であった。

◆ 「No.5 発達支援児に対する事業の推進」

足立区の発達支援児の支援システムはとても充実しており、質の高いことで有名

である。その中でも、子育て応援シートの活用、保育所等への訪問、保健センターや電話相談等での助言により発達支援を要する児童に「気づく」ことが可能となり、保育現場での困り感が軽減された。さらに具体的な子どもへの関わり方の動画教材を作成していただき、発達支援を要する児童への対応方法をその保護者が視聴できるよう工夫を試みてくれた。このように、本事業では、担当者一丸となって、さらにより良いものを目指して改善する志を感じ取れる。

動画教材に関しては、学童、放課後子ども教室、民間の習い事の先生、地域スポーツの指導員などをはじめとして、足立区民の多くが活用できるよう調整を図って頂きたい。

◆「No.6 不登校対策支援事業」

不登校支援における情報共有と組織対応の重要性を認識し、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）を校内委員会のメンバーに組み込んだことや、教育相談課常勤心理職によるアウトリーチを実現した点は大変有意義である。懸念事項であった人材確保のため登校サポーターの説明会を初めて行い、その場で登録、申し込み、採用へとつながったことは評価できる。

不登校の実数については、減少傾向にあり、学校以外の学び場としてのあすテップ、チャレンジ学級での不登校児童・生徒の学習支援の場などを充実させており、個の状況に応じた学びの提供に関して積極的な工夫がなされている。今後は家庭訪問やオンライン教材の活用、そして学びの原点となるべく学校そのものが楽しく安心できるような場づくりに、引き続き努力して欲しい。

◆「No.13 学童保育室運営事業」

地域間で、子どもの人口増加に違いがみられるが、現状を把握して的確に子どもの安全な居場所づくりが計画的に進められている。必要な人材配置について、専門資格取得の促進、有効な研修に積極的に取り組んでいる姿勢は素晴らしい。今後は、放課後子ども教室、児童館、学校等と密に連絡をとり、子どもの問題発生の予防や保育の質を高める実践等に関する情報交換の実施を期待したい。また、発達支援児や外国人児童も含めたすべての子ども達への保育の質の保障を推し進めて頂きたい。

◆「No.14 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）の推進事業（妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業）」

東京医科歯科大学との共同研究事業ではハイリスク世帯へのアプローチが虐待防止の効果があるとの分析結果に基づいた支援や全産婦をタイプ分けして行う支

援は効果的であり、高く評価したい。「ASMAP 関係機関ネットワーク連絡会議」は参加機関が増えていて連携の広がりがあり評価できる。今後は、多文化共生の視点から外国人世帯へのアプローチ強化と、多くの産婦や父親に、より有益な情報を提供するため、タブレット端末の活用場面をさらに増やして頂きたい。

◆「No.16 養育困難改善事業（児童虐待対策等）」

児童虐待対策は、喫緊の課題である。虐待の相談件数の増加とともに、虐待の実数も増加しており、さらなる対策が急務である。元年度の実績としては、なんといっても「いっしょに考える児童虐待」と題した出前講座を地域の会合等に出向いて行ったことであろう。これは協働的な問題解決のための第一歩になると考えられる。足立区の現状を区民に説明することで、区民の問題意識を高めていくというアウトリーチは、時間と手間がかかるが、とても意義がある試みである。社会でどのように子育てを支えていくことができるか、住民主体となって積極的に考えてもらうことこそ、最大の啓発活動となろう。

また啓発活動と同時に、子ども自身にも暴力から自分を守る方法や困った時の相談先や相談機関へのアクセスの仕方などに関する教育的アプローチにも期待する。

◆「No.17 ひとり親家庭総合支援事業」

本事業は、アウトリーチが難しいとの考えから、来庁する機会がない世帯への工夫した DM の送付や、ターゲットを見極めてメール・アプリ登録を確認し、アプローチをしていく手法は、高く評価できる。支援員には経験豊富な保育園長経験者等の人選に気を配り、相談を重視したサロン形態の計画は期待できる。出来る支援は可能な限り実施していこうという気概が感じられる。今後は、職業的な自立をどのようにサポートできるか、またひとり親の父親も抵抗なく参加できるようなオンライン事業なども検討していただきたい。

（４）評価が低かった事業（ひと分科会）

今回は全体評価において、3以下とされたものはなかった。3.5は2事業あり、「No.2 学力向上対策推進事業（小学校の基礎学力対策）」と「No.3 学力向上対策推進事業（中学校の基礎学力対策）」であった。足立区の学力向上対策は、全国的にも大変高いレベルである。この事実を本分科会もきちんと認識しており、本来であれば心から応援したい事業であるが、さらなる飛躍のためにあえて厳しい評価とさせていただいた。

◆「No.2 学力向上対策推進事業（小学校の基礎学力対策）」

小学校および中学校の基礎学力対策ともに共通することであるが、事業内容は最先端に行くものでありとても素晴らしいものである。

今回、大きな議論となった点は、「区内学力調査の結果」や「学習意欲の低下」に対する説明内容であった。要因分析およびヒアリングの中では、業者の変更を主な理由として挙げていたが、もう少し事前に業者の方とすり合わせが出来なかったのかという委員の意見が多かった。また、学習意欲の低下について学力調査と同様に、業者の変更を主な理由として挙げていることが非常に残念であった。教育内容の工夫や学習意欲向上に向けての教員の関わり方の工夫などにも言及して欲しかった。

◆「No.3 学力向上対策推進事業（中学校の基礎学力対策）」

中学校の基礎学力対策は、校内の補習体制を整えることや毎年実施されている房総半島への勉強合宿など、内容的には素晴らしいものである。

しかしながら、今回評価が低かった理由は、小学校同様に学力低下の要因について業者変更に起因しているとの回答のみであったためである。授業改善やきめ細かい指導の充実を図る具体策は挙げられていないことが残念であった。「アハ体験」を伴うような授業開発やオンラインの活用、教員のクラス運営の工夫や生徒への関わり方の工夫、さらには小学校で実施している「そだち指導」のような体制づくりなど、多くのことが考えられるのではないだろうか。

また、すでに実践されている内容は足立区の独自性も高く大変すばらしいので、積極的に区民にその内容を発信していただきたい。

(5) ひと分科会からの提言

①積極的なアウトリーチへの期待

アウトリーチに以前から積極的に取り組んでいた事業としては、「No.14 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）の推進事業（妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業）」や「No.5 発達支援児に対する事業の推進」、そして今回新型コロナウイルス感染症のため評価事業として取り上げられなかったが、「No.9 放課後子ども教室推進事業」などが挙げられる。これらに加え、今回は、「No.16 養育困難改善事業（児童虐待対策等）」が出前事業として地域の集会場に出向いて、足立区の現状を伝え問題を区民と共有しており、さらに「No.6 不登校対策支援事業」では、教育相談課常勤心理職が学校現場に出向き不登校の話し合いに加わっている。

区政が抱える課題の解決を試みる際、「待ちの姿勢」では、日ごろから問題意識の高い人しかアプローチ出来ない。本来情報や支援を必要としている人にアプローチするためには、「攻めの姿勢」であるアウトリーチが欠かせない。積極的なアウトリーチにより足立区が抱える課題に対して、区民のコミットメントを高め、区民一人ひとりが、他人事ではなく自分事として問題を考えることが出来たならば、まさに協創にとって欠かせない下地となろう。すべての事業において、さらに積極的なアウトリーチを期待したい。

②学校教育、社会教育、家庭教育のさらなる連携へ

ひと分科会が評価を担当する重点プロジェクトは、「協創」という足立区の基本構想の実現のため、様々なアプローチがなされている。例えば、「No.18 文化・読書・スポーツ活動協創推進事業」は、構想がとても画期的であり、子どもの可能性を広げるために、文化と読書とスポーツを単独ではなく、横串をさして推進しようとする大変先駆的な事業である。しかし大学生の評価委員からは、中高生の間は**学校外では**部活動や塾に多くの時間を費やすため、学校内での図書室を活用した読書やスポーツなどの推進、または学校の授業や活動として、社会資源である図書館やスポーツ等の公共施設の活用を取り上げる必要があるのではとの意見が挙げられた。

子ども時代から「文化・読書・スポーツ」の3つを生活に取り入れ習慣化**させる**ためには、ぜひ学校教育、社会教育、家庭教育の相互の連携をより推進して頂きたい。多様な価値観に触れることは、広範囲にわたる学力と人間性が磨かれることにつながるであろう。

③当事者主体と多様性を重視

多様性の視点からは、各事業で取り扱われている内容に関して、子ども、外国人(例：外国人児童・生徒や保護者)、障がい者(児)など当事者を代表とする方々からヒアリングをする機会があってもよいのではと思われた。例えば、合理的配慮の視点は、教育分野では浸透してきているが、社会教育の分野では、まだ浸透しているとは言い難い。また当事者の主体性という視点からは、子どもの主体性を育てることができるような関わり方があってもいいのではないだろうか。今回評価委員の中から、学校の教育内容や放課後の居場所選び、学童の保育内容についても、子どもが主体的に考え判断できるように大人が材料を与え、見守ることも必要ではないかという意見が挙げられた。受け身的な支援のみを充実させるのではなく、受け身から主体への転換が必要な時期に達したと言えるのではないだろうか。ぜひ、子ども自身が工夫して学びを深められる方法を検討して頂きたい。

④ヒアリング時の情報発信・説明の工夫と評価の工夫

今年度は初のオンライン会議の開催とのことで、よく決断していただけたと感謝したい。まずは新しい試みへの素早い対応と挑戦に対して大いに評価したい。一方で、オンライン会議では、特に音声の聞きづらさが頻繁に生じたため、例えば資料の画面上の共有化など、もう少し踏み込んだプレゼンテーションが欲しかった。それを補完するためにも視覚的な情報は有効である。例えば、パワーポイントに事業の概要等、音声吹き込みを行ったものや、各事業の現場の様子などを動画化して、評価委員があらかじめ自宅で視聴したうえでヒアリングに望むなどの方法も考えられる。動画化は手間がかかるが、一度作成すると区民の広報としても活用でき有効な方法である。ぜひ検討していただきたい。

また、プレゼンテーションについては、毎年提案しているところであるが、区民評価委員が理解しやすいものとするため、専門用語をできるだけ使わず、フリップなど視覚的資料を用いて事業のイメージが膨らむような区民に寄り添った説明をしていただきたい。また、庁内でお互いの事業をプレゼンテーションするなど、ぜひスキルアップにも努めて欲しい。

ヒアリングの際の対応についてだが、いわゆる表情も含めての接遇の意識を伴ったプレゼンテーションが必要なのではないだろうか。相手にどのようにしたら伝わるか等の意識は、ヒアリングの際のみではなく、各現場での対応にも関連する重要な点であろう。

最後に評価点についての提案であるが、数年前に全体評価を0.5単位で評価できるようになって、とても評価がやりやすくなった。しかしながら、「反映結果」「達成状況」「方向性」の評価点は、0.5単位ではないので、評価の際にも4と5や3と4でどちらにすべきか迷って意見が分かれることが多々あった。この機会に、「反映結果」「達成状況」「方向性」においても0.5単位の評価点導入をお願いしたい。

2 「くらしと行財政」分科会

【評価対象事業とその評価】

視点	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	昨年度	ページ	
く ら し	重点目標「⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する」				687,533 (858,845) 千円			
	評価対象2事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	21	ビューティフル・ウィンドウズ運動(地域防犯力の向上)	5	4	4	4.5	→	
	22	生活環境保全対策事業(ごみ屋敷、不法投棄、放置自転車対策)	5	5	5	4.5	→	
	23	ビューティフル・ウィンドウズ運動(防犯まちづくり事業)	—	—	—	—	—	
	24	ビューティフル・ウィンドウズ運動(美化推進事業)	—	—	—	—	—	
	重点目標「⑥環境負荷が少ないくらしを実現する」				1,003,152 (1,212,299) 千円			
	評価対象1事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	25	エネルギー対策の推進(温室効果ガス排出削減)	—	—	—	—	—	
	26	ごみの減量・資源化の推進	4	5	4	4.5	→	
	27	自然環境・生物多様性の理解促進事業	—	—	—	—	—	
	重点目標「⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する」				1,985,757 (2,043,745) 千円			
	評価対象3事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
28	地域包括ケアシステムの推進	3	4	4	4	→		
29	介護予防事業(パークで筋トレ・ウォーキング教室、はつらつ教室、はじめてのらくらく教室)	—	—	—	—	—		
30	孤立ゼロプロジェクト推進事業	4	4	4	4	↘		
31	生活困窮者自立支援事業	5	5	4	5	→		
重点目標「⑧健康寿命の延伸を実現する」				170,077 (179,273) 千円				
評価対象2事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計								
32	データヘルス推進事業	—	—	—	—	—		
33	健康あだち21推進事業(糖尿病対策)	5	4	4	4.5	→		
34	こころといのちの相談支援事業	5	4	4	4.5	↘		
行 財 政	重点目標「⑨多様な主体による協働・協創を進める」				42,417 (212,428) 千円			
	評価対象2事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	48	NPO・区民活動支援事業	—	—	—	—	—	
	49	町会・自治会の活性化支援	—	—	—	—	—	
	50	協創推進体制の構築	2	3	3	2.5	↘	
	51	大学連携コーディネート事業	5	4	5	4.5	↘	
全体評価の平均値(くらしと行財政分野)					4.25	↘		

※「昨年度」欄【新：新規選定事業、↑：向上、↘：低下、→：維持】

(1) 評価の概要

くらしと行財政分科会が評価した重点項目は次の5つであり、全体で10事業である。

【くらし】

- ⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する-----2事業
- ⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する-----1事業
- ⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する-----3事業
- ⑧ 健康寿命の延伸を実現する-----2事業

【行財政】

- ⑬ 多様な主体による協働・協創を進める-----2事業

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、従前の5項目18事業から5項目10事業に評価対象事業数に変更され、前年度と比較すると8事業少なくなっている。

5項目10事業の内訳としては、「くらし」分野の「区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する」が2事業、「環境負荷が少ないくらしを実現する」が1事業、「高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する」が3事業、「健康寿命の延伸を実現する」が2事業、「行財政」分野の「多様な主体による協働・協創を進める」が2事業になった。評価対象事業数のバランスに考慮して選定している。

本分科会の評価では対面会議を行わず、次の通りに、評価プロセス（①～⑥）をオンライン上で行った。①事業調書と説明資料を委員4名が読み込み、②事前質問をデータで担当課に提出、③書面で回答を受けた後、④オンラインでのヒアリングを実施、⑤オンライン上で聞き取りにくかった部分などの事後質問をデータで担当課に提出、⑥全ての情報を踏まえて、オンライン上で委員4名が最終評価をまとめた。

ヒアリングは担当部局からの3分程度の説明を受け、委員による質問を中心に行った。委員は区民目線を常に意識し、調書や事前質問を踏まえて、より深く事業の成果や課題、今後の方向性などを聴き取った。

分科会で事業を最終評価する際には、以下の点について重視・留意した。

- ・ 「反映結果」の評価項目では、前年度に委員が提案・改善を指摘した意見の反映状況や、所管課が自ら示した方向性の通りに改善・発展しているかを重視した。
- ・ 「達成状況」の評価項目では、活動指標・成果の達成度（数値）だけでなく、経年的な変化や指標及び目標値の適切性についても留意した。なお、指標及び目標値の設定に課題が生じている場合は評価を減じた。
- ・ 「反映結果」の評価項目では、適切な現状分析が行われており、区民のために事業を改善・発展させる方向性を示しているかを重視した。

(2) 評価結果

【くらしと行財政分科会】

全体評価の平均点-----4.3 (4.5)

個別評価の平均点 反映結果-----4.3 (4.6)

達成状況-----4.2 (4.2)

方向性-----4.1 (4.3)

※ () は昨年度の同種の10事業の評価結果

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は評価対象事業について従来の18事業から10事業に絞込みが行われた。そのため、上記の結果は18事業を評価している「くらしと行財政分科会」の例年の傾向とは異なることが想定されるため、「参考値」とされたい。

上記の結果は、今年度の評価対象になった10事業の評価点を、前年度の10事業の評価点と比較した結果である。「全体評価」「反映結果」「方向性」の平均点が、0.2～0.3ポイント下がっている。

上述の通り「参考値」のため、単純比較による解釈は難しいが、新型コロナウイルス感染症の影響は否定できない。延期・中止等を余儀なくされ、事業が思うように進まなかったことが「反映結果」に現れ、感染拡大の収束の見通しがつかない中では、方向性も思うように示すことができない。

しかし、コロナ禍でも「達成状況」の評価点は前年度と変わっていない。感染拡大が本格化した2月～3月より以前に、指標・目標値を達成している担当部局が多く、着実に事業を進めてきた足立区職員の「堅実さ」が示されている。

(3) 評価が高かった事業(くらしと行財政分科会)

全体評価が5点となった事業は、以下の1事業である。

◆「No.31 生活困窮者自立支援事業」

4年連続での5点評価となった。生活困窮者からの就労や生活に関する相談について、目標値を1,785件超える対応(達成率161%)を他機関と連携して行いつつ、各戸配布による地道な周知活動や離職により再支援が必要になった区民の継続支援、ひきこもり対策などを実施している。加えて、前年度に高い評価を得た学習支援事業も居場所の拡充など順調である。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ニーズが爆発的に増加することが想定される事業でもあるが、高いレベルで事業を運営しており区民目線で「安心感」

を感じることができた。しかし、多忙による職員のバーンアウト（燃え尽き症候群）も心配されるため、コロナ禍で深刻な影響を受けた区民の生活・経済基盤を立て直すためにも、より強固な運営基盤を構築することを期待したい。

なお、以下の事業については、全体評価は4.5点であったが、3つの評価項目では5点と評価されたため、総じて、評価が高かった事業として位置付けられる。

◆「No.22 生活環境保全対策事業」

前年度と同じ4.5点となったが、「反映結果」「達成度」「方向性」の3つの評価項目は5.0点と評価された。ごみ屋敷、不法投棄、放置自転車、それぞれの対策で良実践を積み上げて成果をあげ、目標値の引き上げも実施し、事業を順調に運営している。

しかし、区民目線で考えると、優先度を設定して着実にごみ屋敷を解決し、実数も徐々に減少している状況ではあるが、優先度が低く設定されているごみ屋敷の対処が心配でもある。また、不法投棄についても、協力員からの通報が3割の現状に対して、通報を促す何らかの対応が必要だと感じる。放置自転車については、指定管理者制度の活用を含めた効率的な事業運営を求めたい。

十分な成果をあげている状況ではあるが、区民目線で考えると細部において不安が残る部分もあることから、総じて全体評価は4.5点となった。次年度は担当部局自ら引き上げた目標値の達成や細部の課題を改善し、全体評価も5.0点になることを期待したい。

(4) 評価が低かった事業(くらしと行財政分科会)

全体評価が3点以下となった事業は1事業である。該当事業については、事業内容の見直し、改善を要望したい。

◆「No.50 協創推進体制の構築」

前年度の3.0点から0.5ポイント減少して2.5点となった。まず、前年度の区民評価の意見が反映されておらず、十分に検討されていない様子であった。そのため、区民評価の意見が前年度と同様の内容となり、区民目線で考えると「真剣に区民の声を受けとめてもらえなかった」と失意の気持ちが残る結果であった。

協創動画の創意工夫やパンフレットで事例の紹介、テーマ型のプラットフォームの発足など、事業としては前年度よりも発展をみせている。しかしながら、現在の3つの活動指標・成果指標だけは、発展的な取組を十分に評価できない。

本来であれば「インプット：発信・掲載・開催回数」→「アウトプット（例）：協創に関わる事業体の数、パンフレットの周知先の増加、研修受講職員の変化等」→「インパクト：区民の認識」といったように、評価指標を構造化するべきである

が、本事業の場合は「アウトプット」の指標が存在せず、構造化されていない。

そのため、協創が目指す目標がわかりづらく、どのように推進されているのかが区民目線では「見えない」という指摘が例年続いてしまっている。

しかし、一方で逆境はチャンスでもあり、改めて活動指標・成果指標を見直して改善し、「アウトプット」を意識して協創を推進することが出来れば、協創の成果をより効果的に「みせる」ことができるはずである。担当部局には区民評価をPDCAの機会として捉え、特に「A（改善）」を重点特化して事業を推進するよう期待したい。

(5) くらしと行財政分科会からの提言

① PDCA サイクルに区民目線の視点を加えて充実し、区民サービスの向上を図る

日頃から各事業の担当部局では点検・振り返りを行い、PDCA サイクルを実践していると考えられる。しかし、区民評価をPDCAの「Check（評価）」の機会と捉え、前年度の評価結果及び委員の意見等を「Act（改善）」の機会とし、積極的に事業の改善や発展に取り組んでいる担当部局は、結果的に評価点も高かった。

「No.21 ビューティフル・ウィンドウズ運動」事業では、防犯カメラや自転車盗難対策、青パトによる地域の防犯パトロールなど、日頃から事業を点検し、課題点は大胆に改善し、狙いを定めてより良い取組を企画・実践している。戦後最少を記録した刑法犯認知件数は、日頃からPDCAサイクルを厳しく実践していることによる成果の現れだとも考えられる。

「No.33 健康あだち21推進事業」では、前年度の評価結果及び委員の意見等も十分に反映され、区内中小企業で試行実施されている「元気な職場づくり応援事業」など、若年層を対象とした重症化予防対策が強化されていた。

PDCAサイクルは、1年に1回行えば良いといったものではない。様々な角度から、機会を見つけて、複数かつ大小のPDCAサイクルを意識的に実践することが、事業の成果をあげ、区民サービスの質を向上させるために重要となる。

例えば「No.34 こころといのち相談支援事業」では、学校での「SOS の出し方に関する教育」を実施しているが、「誰にも相談しようと思わない児童」が特別教育の実施後でさえも約10%発生していた。無記名式のアンケートのため約10%の児童に対する特段の対応は行われていない状況であったが、区民評価としては約10%でも見過ごせない実態であり、「気づき つながる いのちを守る体制」の実現のために、もう一歩進んだアフターフォローを強く要望したところである。

その他にも、「No.30 孤立ゼロプロジェクト推進事業」においても、実際の見守り活動への参加にハードルが高いと感じている区民も多いことから、ポスター等によ

る事業周知活動のみならず、声かけや見守りの方法など、区民が普段の生活でも取り入れられるようなわかりやすい実践例や情報サイトを、SNS等の多様な手段を用いて積極的に発して欲しいと要望している。

ぜひとも、年1回の区民評価を、事業のPDCAサイクルに区民目線の視点を加えて充実させる機会として捉えて、有効活用していただきたい。

② 活動指標・成果指標の課題と見直しの必要性

PDCAサイクルでは「Act（改善）」の機会を逃してしまった場合、活動指標・成果指標の見直しが行われず、その後の「Plan（計画）」にも影響を及ぼし、結果として「Do（事業実施）」に見合った「Check（評価）」が行われなくなってしまう。

例えば、「No.50 協創推進体制の構築」事業では、前述の通り、「Act（改善）」の実施がみられなかったため、事業として発展的な取組を実施していても十分に評価ができない状況が発生した。

その他にも「No.28 地域包括ケアシステムの推進」事業においても、「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に基づいて地域包括ケアシステムの進捗具合や理解度等が図れる指標に見直すことが課題となっていた。

また、PDCAサイクルの「Plan（計画）」にも関わる活動指標・成果指標について、増加と低減のどちらの傾向を評価すべきか、区民目線では判断が難しい指標が散見された。

例えば、「No.28 地域包括ケアシステムの推進」事業の「認知症初期集中支援相談件数」の活動指標においては、別指標が成果をあげれば件数は減少する。しかし、相談件数が減少することが果たして区民にとって良いことなのか判断が難しい。

「No.30 孤立ゼロプロジェクト推進事業」の「見守り、声かけ訪問などの活動を実施した件数」も同様で、2, 3年前までは件数の増加が目標になっていたが、事業が発展して地域社会や支援につながるほど、見守りや声かけ活動が減少する。

「No.22 生活環境保全対策事業」の「ごみ屋敷対策の受付件数」も、目標値が「28年度からの平均実績」と定義され、実績が減少しているため低減目標になっている。しかし、新規のごみ屋敷が自然増することも想定されるため、受付件数の低減目標が、区民にとって良いことなのか判断が難しい。

活動指標・成果指標の見直しは、検討を要し、労力がかかる案件だと思われるが、事業のあり方を再確認し、今後の目標・方針を定めるためにも重要な過程でもある。PDCAサイクルの「Act（改善）」として、決して軽視せず、力を入れて実施することを期待したい。

③ 区民の「安心・安全」につながる「グッドプラクティス (*)」を記録する重要性

評価が高かった事業のみが優れた取組を実践しているわけではなく、区民の「安心・安全」につながるような「グッドプラクティス」を実践している事業も多かった。

例えば「No.21 ビューティフル・ウィンドウズ運動」事業では、「見せる防犯対策」として「SNS による積極的な情報発信」や「A メールによる事案発生連絡後の逮捕情報発信」「特殊詐欺の電話体験」「24 時間体制青パト」「下校時刻時の徒歩パトロール」など、区の防犯活動を区民が身近で感じられる良実践を実施している。

他にも「No.22 生活環境保全対策事業」では、担当部局が丁寧な相談対応を行った結果、区が膨大な費用を負担することなく解決できた困難事例があった。

「No.26 ごみ減量・資源化の推進」事業では、コロナ禍における外出自粛要請で、区民のごみ排出量および資源回収量が大幅に増加している最中、感染症対策を行いつつ、ごみ回収・処理を維持して区民の日常生活を守っていた。

「No.28 地域包括ケアシステムの推進」事業では、在宅療養支援の窓口として、医療・介護関係機関へのPRに加えて、数々の問題を解決に導き、窓口の認知度や有用性の認識を高めることで、達成率 197%の成果をあげていた。

「No.51 大学連携コーディネート事業」では、事前アンケートで把握した保護者のニーズを踏まえ、子育てをする保護者が気兼ねなしに参加できるように、区民目線での改善好事例があった。

このように、区民評価は「グッドプラクティス」を発掘する機会にもなるため、評価点だけでは示されない各事業の「グッドプラクティス」をまとめ、区の職員研修等に活かすこともできるのではないかな。

また、担当部局の職員は人事異動等により入れ替わることがある。区民目線で考えると「グッドプラクティスが引き継がれるか」が心配である。「なぜ、このような実践を行ったのかがわからない」といった実践の継承に課題が生じることもある。「記録されないものは記憶されない」という言葉があるが、5年後、10年後の事業担当者が活かせるような記録を残していくことも重要だと考える。

最後に、次年度以降も、新型コロナウイルス感染症の影響は継続し、新しい生活様式の中で事業を展開する可能性が高い。区民の暮らしに直結する「くらしと行財政分科会」の対象事業については、今年度の事業展開の困難性を踏み台とし、さまざまな「グッドプラクティス」を参考にして、「足立区総ぐるみ」で危機的な状況を乗り越えて、区民の暮らしをまもり、「安心・安全」につながる「グッドプラクティス」を創出することを期待したい。

3 「まちと行財政」分科会

【評価対象事業とその評価】

視点	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	昨年比	ページ	
まち	重点目標「⑨災害に強いまちをつくる」				2,191,026	(2,191,026)	千円	
	評価対象3事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	35	防災力向上事業(防災訓練・防災計画・水害対策の強化)	4	4	4	4	→	
	36	防災まちづくり事業の推進(密集市街地整備・不燃化促進・細街路整備)	5	5	4	5	↗	
	37	建築物減災対策事業	5	4	5	4.5	↗	
	重点目標「⑩便利で快適な道路・交通網をつくる」				0	(759,831)	千円	
	評価対象0事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	38	交通環境の改善事業(都市計画道路及びバス・自転車走行環境の整備)	—	—	—	—	—	
	重点目標「⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める」				687,092	(8,040,955)	千円	
	評価対象2事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	40	空き家利活用促進事業	3	4	4	3.5	↘	
	42	公園等の整備事業(パークイノベーションの推進等)	4	4	4	4	↘	
	39	鉄道立体化の促進事業(竹ノ塚駅付近連続立体交差事業)	—	—	—	—	—	
41	緑の普及啓発事業	—	—	—	—	—		
重点目標「⑫地域経済の活性化を進める」				139,157	(373,057)	千円		
評価対象2事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計								
43	創業支援事業(産学公ネットワークによる起業・創業支援)	4	3	4	4	→		
44	経営改善事業(生産性の向上と競争力強化)	3	3	4	3.5	↘		
45	販路拡大支援事業(区内産業・製品のPR)	—	—	—	—	—		
46	商店街と地域商店の魅力向上事業(訪れたい店づくりと人が集うまちの創出)	—	—	—	—	—		
47	就労支援・雇用安定化事業(区内企業の人材確保支援等)	—	—	—	—	—		
行 財 政	重点目標「⑬戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う」				388,386	(418,221)	千円	
	評価対象2の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	53	人材育成事務(職員研修事業、職員の能力を活かす人事)	4	5	4	4.5	→	
	54	情報発信強化事業(各種広報媒体の充実・情報発信力の向上等)	5	4	5	5	↗	
	52	接客力の向上	—	—	—	—	—	
	55	区民意識調査事業(世論調査・区政モニター制度等)	—	—	—	—	—	
	重点目標「⑭区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす」				95,865	(95,865)	千円	
	評価対象1事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計							
	4	シティプロモーション事業	5	5	5	5	↗	
	重点目標「⑮次世代につなげる健全な財政運営を行う」				0	(1,718,396)	千円	
評価対象0事業の事業費合計【決算額】※()内は評価対象外を含む事業費合計								
57	4公金収納金の収納率向上対策(税・保険料)	—	—	—	—	—		
全体評価の平均値(まちと行財政分野)					4.3	→		

※「昨年比」欄【新:新規選定事業、↗:向上、↘:低下、→:維持】

(1) 評価の概要

まちと行財政分科会が評価を行った重点項目を、例年の7つから、今回は5つに絞った上で、10事業を評価対象とした。

【まち】

- ⑨ 災害に強いまちをつくる-----3事業
- ⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる-----0事業
- ⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める-----2事業
- ⑫ 地域経済の活性化を進める-----2事業

【行財政】

- ⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う-----2事業
- ⑮ 区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす-----1事業
- ⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う-----0事業

新型コロナウイルス感染症の影響により評価開始時期が遅れたため、当分科会では、評価対象事業を減らして、昨年度の19事業のうち10事業について評価を行った。従って、昨年度の評価結果と今年度のそれを単純に比較することはできないが、今回の対象10事業は、昨年度も評価を行っている。そこで、これら10事業について抽出して比較し、今回の特徴等について報告する。

また、当分科会の昨年度の評価委員4名のうち2名が退任し、今回新委員2名を迎えた。新任委員の新鮮な視点を交え、オンラインであるにもかかわらず活発な議論を繰り広げ、掘り下げた評価作業を進めることができた。

(2) 評価結果

【まちと行財政分科会】

全体評価の平均点	-----4.3	(4.3)
個別評価の平均点	反映結果-----4.2	(4.5)
	達成状況-----4.1	(4.5)
	方向性-----4.3	(4.1)

※ () は昨年度の同種10事業の評価結果

全体評価は、昨年度と同様、おおむね良好な評価となったが、個別評価はやや特徴的な結果となった。まず、昨年度大きく評価を下げた方向性については改善が見られた。一方、反映結果については評価点を下げ、達成状況についても目立って低

い評価となったのである。このことをもう少し詳しく述べると、全体 10 事業のうち、方向性については、昨年度より評価点を 1 点上げた事業が 2 事業あり、あとは現状維持が 8 事業であった。これに対して、反映結果については、評価点を 2 点下げた事業が 1 事業、1 点下げた事業が 2 事業（1 点上げた事業が 1、現状維持が 6 事業）、達成状況については、評価点を 1 点下げた事業が 5 事業（1 点上げた事業が 1、現状維持が 4 事業）と、やや目立つ結果となったのである。

昨年度は、当分科会の事業が総じて高評価を得るまでになり、これに対して PDCA サイクルの実効性を上げるためにさらに高い目標を目指すべきであるという意味から、今後の事業が進むべき方向についてやや厳しい視点から評価を行った結果、方向性については評価点を下げることになった事業が続出した。その方向性への指摘を受けた今回の反映結果については、全般にまだ十分に受け止めきれなかったようで、やや評価点を下げることになったのである。ただ、達成状況については、新型コロナ禍によって事業期間が実質的に短縮されてしまったことの影響が大きい。むしろ新型コロナ禍に見舞われた事業環境にあって、よくぞここまで成果を上げたというべきである。

当分科会では従来から再三指摘してきたので、今回はさらに高い目標に向かって発展させる PDCA サイクルの途上にあることが、各担当部署では十分に認識されていると思われる。今回は、新型コロナ禍でその進展が少し阻まれたものの、来年度以降の方向性については、各事業とも軌道に乗っており、おおむね確かな評価点が得られた。

結果的に、今回は結局、10 事業の全体評価について、「5」は 3 事業、「4.5」は 2 事業、「4」は 3 事業、「3.5」は 2 事業となり、平均点としては 4.3 点で、昨年度と同様となったが、これに対する反映結果、達成状況、方向性の貢献度には、このような今年度の特徴が表れている。

(3) 評価が高かった事業(まちと行財政分科会)

まず、以下の 3 つは全体評価が「5」の事業である。昨年度までの着実、積極的な取組を継続して良好な成果が得られた。

◆「No.36 防災まちづくり事業の推進（密集市街地整備・不燃化促進・細街路整備）」

この密集・不燃化・細街路事業は、長年にわたって地道な取組がなされ、少しずつ成果を上げてきたが、何と云っても足立区の防災上の課題は大きい。最終的なまちづくりの目標達成ははるか彼方にあり、なかなか全体評価 5 点を獲得することができなかった。今回 5 点を獲得したといっても、けっして防災上の最終的な目標を達成できたということではない。従来とは違う画期的な取組がなされたというわけ

でもない。今回は、足立区全体の最終的なまちづくりの目標にはまだ距離があるものの、従来からの地道な取組の延長にあって、地道ではあるが取組が成果に着実に結びつくようになってきたと受け止め、事業が洗練されてきたという面を高く評価した。

◆「No.54 情報発信強化事業（各種広報媒体の充実・情報発信力の向上等）」

当事業は高評価の常連であり、足立区の情報発信の充実ということについて、毎回楽しみにしてきた。そして、毎回その期待を裏切ることがない。昨年度は今後の方向性という点でさらに高いステージを目指すべきという趣旨から、あと一歩で5点に届かず4.5点に留まったのであるが、それは非常に高いレベルで事業の成果達成を目指してきているということの表われであった。そして、今回は、また一つステップアップしたところで成果を上げてきたのであり、そのことを高く評価した。

◆「No.56 シティプロモーション事業」

当事業も高評価の常連であり、非常に高いレベルで事業の成果達成を目指しているという点では、上記 No. 54 情報発信強化事業と同様である。当事業は、世論調査に基づく「足立区を誇りに思う区民の割合」を成果指標の一つとし、今回はそれが52.6%という値を示した上に、同じく世論調査に基づく成果指標である「足立区をよいまちにするために何かをしたい区民の割合」についても52.8%となった。そもそもこうした100%を上限とする百分率の指標が50%を上回るということは相当高い値なのであり、その50%を上回ることを大きな目標として事業が進められてきたのであった。当事業は一時期50%を上回ったものの、このところあと一息で届かなかったという状況であったが、今回いずれの指標も50%というハードルをクリアしたことは大きな成果である。特に「足立区をよいまちにするために何かをしたい区民」こそ、足立区が掲げる「協創」を担う大切な人材なのであり、非常に貴重な成果を上げたのである。

(5) 評価が低かった事業(まちと行財政分科会)

評価が低かった事業として、以下、二つの事業の評価結果を取り上げるが、評価が低いと言っても、全体評価は「3.5」なのであり、決して低いと言い切るような事業ではない。あくまで当分科会が対象とする事業の中では低かったということである。

◆「No.40 空き家利活用促進事業」

当事業では、昨年度までに北千住駅東口地区でいくつか注目すべき空き家利活用の成果が上がった。事業開始から間もないのであるが、大手メディアにも取り上げられるような興味深い実績であり、広く注目されている。こうした実績を少しずつ

積み上げていけば、当事業の趣旨は全うされると思うが、対象となる「空き家」の発掘が思いのほか難しいという課題に直面している。足立区では、意外と「空き家」は少ないのである。外観からは明らかに空き家に見えても、物置にしているなど、何らかの形で少しでも使っていると主張されれば、空き家特別措置法(*)が定める「空き家」ではないのである。そして法が定義するような「空き家」は、相当に老朽化しているものに限られる傾向があり、利活用に相当のコストがかさむことになる。よほどニーズがある立地でなければ、利活用にはつながり難いのである。

そうすると、当事業がとるべき方向性として、ニーズがある北千住に当面はターゲットを絞る、あるいは、空き家特別措置法に定める空き家にはこだわらず、これを含めて低未利用不動産の利活用というように空き家を柔軟に捉え、対象を広げることにも必要になる。まず前者の北千住にターゲットを絞るという点であるが、これに対して「北千住ばかりが足立区ではない。どのようにして北千住以外の足立区の地域施策を広げていくかが課題」であるとして、今後の方向性を検討するといった事業が多々ある。しかし、よほどニーズを掘り起こすなり、事業に魅力付けをしないと、北千住の特殊性、魅力には対抗できず、なかなか他地域への展開は難しいのである。また後者の、制度に定められている施策の範囲などの細部にはこだわらないという点であるが、国や東京都の制度の趣旨は尊重しつつも、足立区独自に事業対象を捉え直すようなことも必要になる事業は他にもあるであろう。補助対象などは厳密に切り分けつつも、事業の対象を少し広めにとって、柔軟に課題解決に臨むことが大変効果的な場合もある。当事業はこうした性質を持つ典型的な事業なのである。

当事業は、こうした点について説明が不足していたのではないか。今回、北千住以外の地域への展開を課題と方向性とし、措置法に定める空き家から対象を広げていないという点で、今後の取組、成果が非常に心配されることから、警鐘を鳴らす意味で敢えて低い評価とした。

◆「No.44 経営改善事業（生産性の向上と競争力の強化）」

活動指標に示す活動が、なかなか成果につながらない、あるいは成果が上がるまでには相当のタイムラグがあるという事業である。そして今回は特に新型コロナ禍による実質的な事業期間の短縮ということも影響し、当事業はここに登場することとなった。コロナ禍の影響は差し引くとして、活動指標と成果指標がこのような傾向を持つ事業は他にも多々あり、当分科会では、成果につながる効果的な活動に洗練させる、あるいは現状の活動に基づく成果を的確に表す指標を見出すことの必要性を、これまで随所で指摘してきた。しかし、実は現状の活動が有効なのであるが、成果が上がるまでに相当のタイムラグがあるという場合はどうであろうか。当面の

成果が上がらないからといって安易に指標をいじることは避けねばならない。指標としてどのようなものを採用するか？それらの指標は事業の性格・成果をうまく表しているか？指標を変えてみるべきではないか？各事業とも常に意識して、常によりふさわしい指標の組み立てを検討し続けなければならない。

従来からなかなか高評価とならない当事業については、こうした点から、一度活動指標、成果指標の関係を深く検討・検証してみる必要があるのではないか。今回は、この問題提起を正面から受け止めてもらうために、やや厳しい評価とし、これに対する回答を待つこととした。

(5) まちと行財政分科会からの提言

今回は、オンラインという特殊な環境ではあったが、担当部署とはある程度掘り下げた質疑、評価委員の中では活発な意見交換ができた。

来年度以降、足立区での会議の環境がどのようなものになるであろうか。元通り、会議室に集まって対面で議論するということができるようになったとしても、そこにニューノーマル(*)となりつつあるオンライン会議を適宜織り交ぜてもいいのではないか。まずは移動時間の節約になるばかりでなく、意外と活発な議論につながる面もある。そして、こうしたことから始めていけば、足立区は23区の中で最もDX(デジタル・トランスフォーメーション(*))に積極的に取り組んでいるという評価につながっていくのではないか。

① 北千住以外の地域への展開・発展

まずは、提言というよりは問題提起に近いのであるが、次に何をどのように目指すべきか、どのようにステップアップさせていくのかという点で、いくつかの事業に共通する論点があった。それは、北千住を卒業して、北千住以外の地域への展開・発展をどのように進めていくかという論点である。もとより、足立区は広く、それぞれの地域に個性があり、独自性がある。何も北千住ばかりが足立区ではない。長期的にはいかに北千住以外の地域で成果を上げていくかということが大きな課題となる事業がいくつかあった。

しかし、北千住は交通利便性に優れるばかりではなく、非常に個性的・魅力的であり、まちづくりという点で広く注目されている。まちづくりが北千住以外の地域で北千住と同様の成果が上げられるか。簡単ではない。それぞれに地域の個性・資源を十分にアピールして、この課題に取り組んで行く必要がある。ただ、このような指摘は提言というにはありきたりで、つかみどころがない。今回、問題提起したのは、これとは逆のことも含めて考えようということである。例えば、「No.40 空

き家利活用促進事業」。北千住の個性・魅力を生かして、非常におもしろい空き家利活用事例が出てきた。だからと言って、来年度以降、北千住以外の地域で同様の空き家利活用ができるか？空き家対策は、まだまだ揺籃期にあって、北千住という注目度の高い場所で集中的に実績を上げることの方が先決ではないか。No. 43の創業支援も同様である。創業支援を卒業した起業家は、次にどこで事業を展開しようとするであろうか。北千住の魅力に惹かれて、北千住に留まろうとする起業家も多いのではないか。

けっして北千住に集中すべきか、他地域への積極的な展開を図るべきか、どちらかに決めようということではない。地域の個性と資源を見極め、どのように地域展開していったらいいのか、一律、安易に方法が定まっているわけではないのであり、各重点プロジェクトでは今後の地域展開を慎重に考えていただきたい。

② 「協創」を根付かせるために 令和2年度 ver.

これは昨年度も指摘したが、昨年度の指摘だけで留めるのはもったいないので、今回も改めて強調する。

従来から「No.53の人材育成事務」に対しては、「協創」を担う人材をどのように育てるのかという指摘がなされてきたが、「協創」を区職員の人材育成にだけ任せるのは酷である。「協創」の種は、どの事業にもころがっている。まちづくり分野では、区的意思と資金力だけでは到底実現しえないものばかりであり、区民への周知ということとどまらず主体的な参加ということがどうしても必要になる。地域経済活性化分野では、あくまで活性化の主役は、まちで働き、あるいは起業・創業し、羽ばたこうとしている人々である。こうした種を生かして具体的な協創事業を育てていくことにより「協創」が根付いていく。とすれば、各事業とも「協創」という観点から、それにふさわしい活動指標、成果指標を一つでも掲げてみてはどうか、というのが昨年度の指摘であった。

残念ながら今回は「協創」の達成を明示的な指標として掲げた事業はなかったが、手掛かりはあった。できれば何らかの活動・成果指標で表してほしいが、なかなか難しい面もあるであろう。そこで、事業によっては、区民評価のヒアリングの場で、協創について、区の職員に限らず、どのような人材が発掘できたか、育ったか、助けられたかといったことを報告してもらうことから始めてはどうか。そして、次の展開につなげるというようなやりとりができれば有意義なのではないか。

なお、足立区には、協創ニュースという誌面が発行されているが、部数も少なく、区民が目にする機会が限られているようである。区職員ばかりが協創を担うわけではないので、区民へのアピールということは重要である。この点も一度全庁挙げて

検討する機会を設けてもいいのではないか。

③ 「協創」を担う豊富な人財の発掘

区民評価は、現足立区民のために重点プロジェクトの活動・成果を評価するものなのか？ まあ、おおむねそうであろう。しかし、当分科会では、従来、この点で少し考えさせられる議論・論点がたびたび登場してきた。

少子化社会にあつて「より子供を増やす」という観点から、人に来てもらえる足立区であつてほしい。その意味から特に「No.42 公園等の整備事業（パークイノベーションの推進等）」の成果は特に目を引く。また、そのためにそもそも若年世帯に足立区の魅力を訴えるという趣旨から「No.56 シティプロモーション事業」も注目に値する。けっして足立区内に定着しなくても、むしろ世界に羽ばたくような起業家を育てようという趣旨から創業支援を進めることも重要なのではないか。「人に優しいまち」とは「人」をよく考えたまちづくりに努めることであり、そのための多様な人材という点では、居住者ばかりではなく、勤労者、経営者、外国人などにも行き届いた施策を展開していくことが必要ではないか、といったところである。つまり、必ずしも現足立区民だけのための重点プロジェクトではない。将来の区民、けっして長く定住するわけではない区民、あるいは交流、就業という点で区に関わりをもつ人々も対象に含めるべきであるということである。

まちづくりや地域経済の活性化のためには、多様な人材が活躍する必要がある、多様な人材が活躍する所で成果が上がる。人口減少時代の今、全国では多様な人材をいかに呼び込むかということに舵をきった公共団体が増えているが、どこも四苦八苦している。この点で足立区は恵まれており、多様な人材が集まる可能性がある。そうであるなら、前向きに協創の人材と捉えて、あるいは協創の人材に育てるために、個々の重点プロジェクトの課題、果たすべき役割ということを考えてみる必要があるのではないか。

実際の報告書では、今年度評価を実施した重点プロジェクト事業（31 事業）の評価調書が入ります。

第4章

個別評価調書（重点プロジェクト事業）

- ※ 調書中の(＊)を付した用語は、資料編(p.●●)に解説あり。
- ※ システムの都合上、「平成31年度」の表記が残っている部分あり。

Ⅲ 一般事務事業の評価結果

第1章 評価の概要

1 一般事務事業の区民評価

足立区では、約 650 の全事業（以下「一般事務事業」という。重点プロジェクト事業を含む全ての事業）について毎年各部による内部評価を実施している。

さらに全事業を3年毎に庁内評価の対象とし、そのうち30事業程度を庁内評価ヒアリング対象事業としている。対象事業については、予算に対する低執行率を始め、事業の手法や有効性など何らかの課題があるといった視点により選定し、かつ特定の施策分野に集中しないよう広範囲の施策分野から選定している。

また、可能な限り、重点プロジェクト事業の対象事業となっていない事務事業を選定するようにしている。

令和2年度区民評価の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、評価スケジュールが大幅に変更となったことから、評価対象事業数を例年より絞り、評価活動を行うこととなった。なお、評価活動を行うにあたっては、オンラインによる会議システムを活用して、ヒアリングおよび評価作業を行った。

そのような状況の中、区民評価は、区側から諮問された下記7事業について実施した。

【令和2年度 区民評価対象事業】

番号	事務事業名	部	課
1	コールセンター事業	政策経営部	区民の声相談課
2	農地の維持・整備事業	産業経済部	産業振興課
3	生活保護費給付事業施行事務（包括的就労支援事業）	福祉部	生活保護指導課
4	環境衛生営業許可監視指導事業	衛生部	生活衛生課
5	環境保全普及啓発事業（地球環境フェア等）	環境部	環境政策課
6	水害対策事業	都市建設部	企画調整課
7	青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業（中高生の居場所づくり）	子ども家庭部	青少年課

2 評価に用いた資料等

評価対象の全事業について、行政評価の事務事業評価調書（令和元年度事業実施分）、令和2年度の予算内示書、平成30年度及び、令和元年度の決算分析帳票（予算執行状況表）を評価の基本資料とした。

その他、対象事業ごとに、必要と判断された参考資料の提出を求め、基本資料と合わせて参考とした。

3 評価の項目及び基準

事業ごとに①事業の必要性、②事業手法の妥当性、③受益者負担の適切さ、④事業の周知度、⑤補助金等の有効性、⑥予算計上の妥当性の各項目について、「A・B+・B・B-・C」の5段階評価を行った。

なお、重点プロジェクト事業が「前年度評価・提言に対する反映度」「目標・成果の達成状況」等を評価するのに対し、一般事務事業は毎年評価対象事業を変えているため、経年での評価や成果の達成状況等の把握が困難であるところが異なる。

また、上記点検項目のうち⑤、⑥は、重点プロジェクト事業の評価では用いられない一般事務事業独自の評価基準である。例えば「予算計上に無駄がないか」「効率的な手法が採られているか」、補助金支出事業であれば「補助金の有効性は高いか」等を、前述の資料をもとに評価している。

評価基準の詳細は、次頁のとおりである。

4 評価結果の集約

事務局で各委員の意見を事業別に集約した。評価が分かれた場合にも分科会において委員が相互に意見を述べて調整し、分科会総意としての評価をまとめた。その他、各事業について、委員が述べた自由意見をまとめた上で、評価全体を通じた総括意見を付した。

なお、一般事務事業は重点プロジェクト事業と異なり評価対象事業が毎年変わるほか、重点プロジェクト事業に資源を重点配分する「選択と集中」の中で、一般事務事業では効率や費用対効果の視点がより重視される等の違いがある。そのため、報告書の書式や記載内容も重点プロジェクトのそれとは異なる形式となっている。

点検項目	ランク	基準
事業の必要性	A	<p>【必要不可欠である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令で実施が義務づけられている事業である。 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
	B+	<p>【必要性が高い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
	B	<p>【一定の必要性が認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
	B-	<p>【必要性があまり認められない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民生活向上への寄与度が高いとはいえ、実施の必要性が相対的にあまり認められない。
	C	<p>【必要性がかなり低い、薄れている】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間や国、都でも同様の事業やサービス等を行っており、区で実施する必要性が低い。 社会・地域情勢の変化や、区民ニーズの減少により、実施の必要性が薄れている。
事業手法の妥当性	A	<p>【事業手法は十分妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等の規定により区が直接実施しなければならないため、検討する余地はない。 区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は十分妥当である。
	B+	<p>【事業手法は妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区が直接実施しなければならない法令等の規定は無いが、区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は妥当である。
	B	<p>【事業手法は概ね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
	B-	<p>【事業手法を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
	C	<p>【事業手法を見直すべきである】</p> <ul style="list-style-type: none"> 《直接実施の場合》民間企業、NPO等で類似事業を実施しており、外部化等によりサービス水準や効率性を高める必要がある。 《委託等を行っている場合》委託範囲や契約方法等を見直すことで、サービス水準や効率性を高める必要がある。
受益者負担の適切さ	A	<p>【受益者負担は十分適切である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公費により全額区が負担すべきものである。 適切な受益者負担(利用料徴収等)を導入している。
	B+	<p>【受益者負担は適切である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公費により全額負担すべきまでは無いが、社会情勢や他自治体の状況等にも対応し、適切な受益者負担を導入している。
	B	<p>【受益者負担は概ね適切である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢や他自治体の状況等によって、その額や対象等を再検討する余地があるが、現在の受益者負担は概ね適切である。
	B-	<p>【受益者負担を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担(利用料徴収等)を求めるべき事業であるかどうか十分検討し、相当程度見直す必要がある。 《受益者負担を導入している場合》公平性等の観点から、受益者負担の額や対象等を十分検討し見直す必要がある。
	C	<p>【受益者負担を見直すべきである】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担(利用料徴収等)を求めるべき事業であるにもかかわらず、求めていない。 《受益者負担を導入している場合》公平性等の観点から、受益者負担の額や対象等を見直すべきである。
	—	<ul style="list-style-type: none"> 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。

点検項目	ランク	基準
事業の周知度	A	<p>【周知度はかなり高い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に十分な工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、積極的かつ効果的な広報活動をしている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を積極的に行っている。
	B+	<p>【周知度は高い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、効果的な広報活動をしている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を行っている。
	B	<p>【一定の周知度は認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
	B-	<p>【周知度を高める必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 ・ 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
	C	<p>【周知度は不十分である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業そのものの存在が知られていない。 ・ 一層広報活動に力を入れるべきである。
補助金等の有効性	A	<p>【有効性がかなり高い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助要件や対象者、助成結果等が十分適正であり、補助金の有効性はかなり高い。
	B+	<p>【有効性が高い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から有効性はあり、適正であるかどうか定期的な判断をするに足りる。
	B	<p>【一定の有効性は認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢や他自治体の状況等によって、補助要件や対象等を再検討する余地があるが、補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性はある。
	B-	<p>【補助金等を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性が判断できず、補助要件や対象等を再検討する必要がある。
	C	<p>【補助金等を見直すべきである】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助に見合う成果が出ていないため、補助要件や対象等の見直しや補助金の廃止を検討すべきである。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。 	
予算計上の妥当性	A	<p>【予算は十分妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた確に立案されており、予算以上に効果が出ている。
	B+	<p>【予算は妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえ、十分に考慮され尽くされた事業の組み立てがされているとまでは言えないが、妥当性をもった予算を計上している。
	B	<p>【予算は概ね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
	B-	<p>【予算を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
	C	<p>【予算を見直すべきである】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢や区民ニーズ等の変化を踏まえておらず、抜本的な事業の見直しを積極的に行うべきである。 ・ 財源や人材の効率的な配分等、予算計上額も妥当とはいえない。

第2章 分科会の評価結果

1 総括意見

ヒアリングや資料の確認、討議を総括して、以下の点を指摘したい。

第1は、事務事業の活動量・活動結果を測る指標の適切な選択についてである。指標としては、豊かな区民生活の実現に結び付く活動の「状況」と「結果」を、より正確に表すものが望ましい。今年度の事業評価では、事務事業の活動量を測る指標として、必ずしも、本来の事業目標の達成に強く結びついていない、と考えられる指標が、目標として選ばれているのではないかと、という指摘があった。たとえば、「生活保護費給付事業施行事務」では、3つの指標のうち2つで実績値が目標値を上回っており、達成率は100%を超えているが、指標には含まれていない就労率（＝就労者数/支援者数）は包括的就労支援事業開始前の平成30年度と比べて減っており、支援事業が支援者の勤労意欲の促進、就労に対して効果があったかどうか判断が難しい。「事業目的の達成に直接的に寄与する活動」を測る指標が望まれる。

また、区の活動の状況量・活動結果を正確に測っているとは必ずしも言えない指標も見られた。たとえば、「水害対策事業」では、指標の1つに「大雨・洪水等による床下・床上浸水被害の発生件数」が設定されており、平成28年度以降0件となっているが、スーパー堤防の建設など、当該事業に含まれていない他の要因の効果も大きいのではないかと、という指摘もあった。他には、「環境保全普及啓発事業」の指標の1つである「地球環境フェア来場者数」、「コールセンター事業」の指標の1つである「1日当たりの問い合わせ件数」は受動的な目標設定である。区の「主体的」な活動の状況を「直接的」に表す指標の設定が望ましいという指摘がなされた。

第2は、費用効率性を高めるためのITの活用についてである。足立区では、従来から、あだち広報やホームページなどの区の広報ツールに加えて、事業によってはSNSを活用して、広報に努力している。今年度の事業評価では、周知度の向上という観点だけでなく、費用効率性の観点からも、IT活用を検討してはどうか、という提案がなされた。

たとえば、「環境衛生営業許可監視指導事業」では、旅館業法改正により、旅館業及び住宅宿泊事業の事前相談件数の増加、相談の長時間化が生じている。頻繁に尋ねられる質問への回答をデータベース化し、AIやチャットツールを用いて自動化することで、人件費を抑えながら、対応の即応性を向上させることができるのではないかと、という提案がなされた。「コールセンター事業」でもAIやチャットツールの活用、応答処理の自動化によって、業務委託を減らし、コスト削減につなげられる可能性がある。

また、「農地の維持・整備事業」では、農業者がボランティアに求めるスキルと、各ボランティアが実際に有しているスキルを、効果的にマッチングさせることが重要となっている。AI技術を用いて自動マッチングさせる仕組みを導入すれば、行政側の負担が減り、農業者の満足度も上昇するのではない

か、という提案があった。その他、各種講習においても、eラーニングを活用することで、行政費用を削減できるのではないかと、という意見もあった。

第3は、ウイズ・コロナ、アフター・コロナの時期のイベントのありかたについてである。当面の間、一度に大人数が集まる大型イベントの開催は困難であると予想される。今後は、参加者を限定し、より直接的に参加者に働きかける方法を模索する必要がある。たとえば、「環境保全普及啓発事業」では、今後当分の間、大規模な「地球環境フェア」の開催は困難であると予想される。代わりに、地域住民との協働によって、地域ごとに小規模フェアを開催する、といった取り組みが必要となってくるのではないだろうか。イベントをオンラインで開催するという方法もあるだろう。また、イベント以外でも、オンラインでの話し合い、つながりを模索できる事業もあるのではないかとと思われる（たとえば、「青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業」など）。

第4は、学校教育、自治会との連携の重要性である。人口高齢化もあって、事業に若い世代が参加しやすい環境を整えることが、いっそう重要になっている。たとえば、「農地の維持・整備事業」で後継者不足、ボランティア不足といった課題に対応するために、学校教育の現場で講義や体験学習を実施するなど、若い世代に農業に興味を持ってもらうための試みを行ってはどうか、という提案がなされた。

「水害対策事業」についても、学校教育の現場で、ハザードマップの説明を受けられる機会があれば、ハザードマップの理解促進につながる。また、住民同士で避難を呼びかけあえる仕組みづくりのためには、自治会との連携も重要なのではないかと、という指摘もあった。

2 視点別評価結果

【視点別事業点検表 総括表】

番号	事業名	事業の必要性	事業手法の妥当性	受益者負担の適切さ	事業の周知度	補助金等の有効性	予算計上の妥当性
1	コールセンター事業	B+	B+	-	B	-	B+
2	農地の維持・整備事業	B+	B	B+	B	B	B
3	生活保護費給付事業施行事務（包括的就労支援事業）	A	B-	-	B	-	B-
4	環境衛生営業許可監視指導事業	A	A	B	B-	B	B
5	環境保全普及啓発事業（地球環境フェア等）	B	B+	-	B+	-	B
6	水害対策事業	A	B	-	B	-	B
7	青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業（中高生の居場所づくり）	B	B-	-	B-	-	C

(1) 事業の必要性

「生活保護費給付事業施行事務」は生活保護法、「環境衛生営業許可監視指導事業」は環境衛生営業六法等、「水害対策事業」は水防法と、法令で実施が義務づけられており、必要不可欠な事業と判断された。

「農地の維持・整備事業」は農地の保全、労働力が不足する農業者への支援の役割を果たしている。「コールセンター事業」は、電話対応のワンストップ化を行い、業務処理の棲み分け、区の新たなマンパワーの創出や活用につながっている。両事業とも、必要性が高い事業であると評価された。

「青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業」は中高生の居場所づくりが青少年の非行対策となる、という視点から、「環境保全普及啓発事業」は環境保護に対する関心を喚起するための啓蒙活動の一環である、という視点から、一定の必要性が認められた。

(2) 事業手法の妥当性

もっとも高い評価を得たのは「環境衛生営業許可監視指導事業」である。環境衛生協会と協働し、施設の衛生管理等の周知徹底を図る手法が、十分妥当であると評価された。

「環境保全普及啓発事業」は EANA (エコ活動ネットワーク足立) 登録団体、友好都市と協働し、専門家の知見も取り入れながら多様な活動を行っている。

「コールセンター事業」は、委託事業者と、自然災害時緊急対応協力に関する協議を重ね、災害時協定を締結している。両事業とも、協働や外部委託が、手法や委託範囲等において妥当であると評価された。

事業手法を見直す必要があると判断されたのは以下の 2 事業である。「生活保護費給付事業施行事務」は、働く意欲があるものの就労できない理由を分析し、委託事業者だけでなく、引き続きハローワークとも連携して課題に取り組む必要があることが指摘された。また、時事問題や IT リテラシーの理解促進に資するセミナーを加える等、委託事業内容にさらなる工夫が必要、という意見が出された。「青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業」は中高生の居場所づくりとして、フラットスペースの運営委託を行っているが、開催回数、参加人数にばらつきが見られ、事業内容の再検討を望む声が多くあった。

その他の事業については、事業手法は概ね妥当であると判断した。

(3) 受益者負担の適切さ

「農地の維持・整備事業」は、区民農園の利用料金が東京都の他区との比較において、十分に適切な受益者負担を導入していることから、高い評価となった。「環境衛生営業許可監視指導事業」については、各種検査、営業許可等の使用料・手数料について、東京都の他区との比較から、現在の受益者負担は概ね適切であるとした。

その他の事業については、受益者が特定できない等、事業の性質から、受益者負担を求めるべき事業でないと判断した。

(4) 事業の周知度

「環境保全普及啓発事業」は、地球環境フェアを区の他の行事と同時開催し、区報、区のホームページなど、区の広報ツールを用いるだけでなく、独自のポスター・ちらしを作成して、周知に努めている。「地球にやさしい人カード」等、他の活動でも、独自のグッズを作成している。このような活動が、周知度の高さにつながっているという評価となった。

一方、「青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業」については、区報やホームページのほかに、青少年により効果的に情報を届けることができるツール（たとえば、SNS など）を活用するなど、効果をもっと高める広報活動が必要と判断した。「環境衛生営業許可監視指導事業」では、活動内容・実績を区民に広く紹介することが望まれるが、現状は、わかりやすい形での区民への周知が不十分、という指摘があった。

その他の事業については、一定の周知度は認められると判断した。

(5) 補助金等の有効性

「環境衛生営業許可監視指導事業」は、施設の衛生管理徹底を目的とした環境衛生協会への補助金について、「農地の維持・整備事業」は「都市農地保全支援プロジェクト事業補助金」、「農地の創出支援事業補助金」について、必要性や事業目的達成等の観点から、一定の有効性はあると評価された。

その他の事業について、事業の性格上、補助金等を支給する事業ではないと判断した。

(6) 予算計上の妥当性

「コールセンター事業」の予算の大部分はコールセンターを含む統合電話センターの運営委託料に充てられているが、人員配置の工夫、外国語対応についての説明を受け、妥当性をもった予算を計上していると評価した。

「生活保護費給付事業施行事務」は研修を外部委託しているが、委託先事業者が、グループ企業に運営指導コンサルティングをさらに委託しており、その内容が十分に確認されていなかったため、低めの評価につながった。

「青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業」については、中高生の参加人数を見ても、費用対効果が不十分、という意見が多く出た。理由として、区民ニーズを十分に把握していないことが考えられ、抜本的な事業の見直しを積極的に行うべきである、と評価した。

その他の事業については、予算は概ね妥当であると判断した。

実際の報告書では、今年度評価を実施した事務事業（7事業）の評価調書が入ります。

第3章

個別評価調書（一般事務事業）

※システムの都合上、「平成31年度」の表記が残っている部分あり。

視点別事業点検表

事業名: コールセンター事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B+	<p>【必要性が高い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
事業手法の妥当性	B+	<p>【事業手法は妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が直接実施しなければならない法令等の規定は無いが、区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は妥当である。
受益者負担の適切さ	-	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	<p>【一定の周知度は認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B+	<p>【予算は妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえ、十分に考慮され尽くされた事業の組み立てがされているとまでは言えないが、妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>活動指標2(コールセンターの一次回答率)は、目標値を下回っているものの、90%と高い数値である。活動指標3の区民満足度調査結果も、目標値を若干下回っているものの、高い数値を実現している。これらの結果から、本事業は豊かな区民生活に貢献していると思われる。一方、活動指標1は1日当たりの問合せ件数を目標値にしているが、受動的な目標設定であり、主体的活動量をより直接的に表す目標値を設定すべきではないかと考える。</p> <p>総合コールセンター窓口の認知度向上のために、区報や区のホームページ以外でも、SNSツールや掲示板等を利用して、本事業の周知を行ってはどうか。また、総合コールセンター業務の効率化のためのAIやチャットツールの活用、応答処理の自動化等によって、業務の効率化、コスト削減に繋がるのではないかと考える。</p>

視点別事業点検表

事業名: 農地の維持・整備事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B+	【必要性が高い】 ・「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
事業手法の妥当性	B	【事業手法は概ね妥当である】 ・更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	B+	【受益者負担は適切である】 ・公費により全額負担すべきまでは無いが、社会情勢や他自治体の状況等にも対応し、適切な受益者負担を導入している。
事業の周知度	B	【一定の周知度は認められる】 ・一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	B	【一定の有効性は認められる】 ・社会情勢や他自治体の状況等によって、補助要件や対象等を再検討する余地があるが、補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性はある。
予算計上の妥当性	B	【予算は概ね妥当である】 ・区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>農業者の高齢化もあって、需要が高い事業であるが、同時に、ボランティアに応募する区民も、ある程度年齢が高く、より若い年齢層、農業未体験の区民に応募を促す広報のしかた、マッチングの方法に、工夫が必要である。農家から求められる人材と農業ボランティアのスキルの乖離については、農家と農業ボランティアを熟知した団体、農協等を活用してマッチングさせることで、解決できるのではないだろうか。もしくは、行政側でマッチングさせるのであれば、農家の要求と農業ボランティアのスキルをAI技術等により自動マッチングさせる仕組みを導入すれば、行政側の負担が減り、農家の満足度も向上するのではないかと考えられる。</p> <p>農業ボランティアの育成については、初級、中級、上級といったレベル制を導入するなどして、農業の経験がない若い世代も参入しやすい環境、農家の高い要望にも応えられる環境を整えることが重要であろう。また、保育園、幼稚園、小中高、大学等、教育現場での講義やPR活動を行うことで、農業に興味をもってもらい、体験学習を通して農業ボランティアへとつなげられるような仕組みづくりも必要なのではないかと考える。</p> <p>区民農園は農地の多面的機能の保全につながっているが、区民農園の場所に偏りがある。たとえば、住宅開発が進み、子育て世代が多い新田地区には、近くに農業体験ができる都市農業公園が存在するが、そこで得た知識を活用できる場所が近くに存在しない。実践できる場所の確保と管理が必要となるが、このような子育て世代に向けての啓蒙活動も必要なのではないかと考える。</p> <p>ウイズ・コロナ、アフター・コロナの時期の、農業ボランティアの養成講座の実施は難しいと思われるが、オンラインでの基礎学習、人数を絞った実地での学習は可能と考える。農業ボランティアの実施要項の見直しが必要であろう。</p>

視点別事業点検表

事業名: 生活保護費給付事業施行事務(包括的就労支援事業)

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	A	<p>【必要不可欠である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令で実施が義務づけられている事業である。 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
事業手法の妥当性	B-	<p>【事業手法を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	-	<ul style="list-style-type: none"> 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	<p>【一定の周知度は認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	<ul style="list-style-type: none"> 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B-	<p>【予算を見直す必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
分科会意見		<p>生活保護受給者の勤労意欲の促進を担う事業である。3つの評価指標のうち、2つは目標値を超えているが、就労率(=就労者数/支援者数)は減っており、本事業が、他の手法(ハローワーク、地区担当員)では就労に結び付けられなかった受給者の勤労意欲の促進を実現しているかどうかについて、判断が難しい。就労意欲の低下について、働く意欲はあるものの職に就けない方たちの理由を分析し、行政と委託事業者だけでなく、ハローワークも交えて、この課題に対して取り組む必要がある。包括的就労支援センターでの時事問題の理解、ITリテラシーの理解・向上に向けた取組みの強化、就労体験ができる企業の積極的活用、そのような企業や団体を増やしていく支援も必要ではないかと考える。</p> <p>業務委託先の関連企業に、運営指導コンサルティング料として、毎月決まった額が支払われているが、どのようなコンサルティングが行われているかについて、区が定期的に確認するほうが望ましい。</p> <p>偽装請負対策として、厚生労働省による「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」に、どのようなことが違反になるのかが具体的にまとめられているので、内容を再度確認する。eラーニング等での教育を実施して、行政側と委託先で共通認識を持たせる、等の具体的な取組みが望まれる。</p>

視点別事業点検表

事業名: 環境衛生営業許可監視指導事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	A	<p>【必要不可欠である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令で実施が義務づけられている事業である。 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
事業手法の妥当性	A	<p>【事業手法は十分妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等の規定により区が直接実施しなければならないため、検討する余地はない。 区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は十分妥当である。
受益者負担の適切さ	B	<p>【受益者負担は概ね適切である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢や他自治体の状況等によって、その額や対象等を再検討する余地があるが、現在の受益者負担は概ね適切である。
事業の周知度	B-	<p>【周知度を高める必要がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	B	<p>【一定の有効性は認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢や他自治体の状況等によって、補助要件や対象等を再検討する余地があるが、補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性はある。
予算計上の妥当性	B	<p>【予算は概ね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>区民の生命・安全の維持に不可欠な監視指導事業である。区の広報ツールを活用して、区民向けに活動内容や事業実績等を広く紹介することが望まれるが、現状、実施状況を分かりやすい形で区民に周知できておらず、周知度が十分であるとは言いがたい。情報公開の方法について、改めて検討してほしい。例えば、施策や実施状況、成果等の情報を、区報や区のホームページを通じて、公開すべきであると考えます。</p> <p>監視指導が実施された件数は実施すべき対象の50%以下であり、事業の本来の目的が達成されているとは言いがたい。十分な実施件数を確保するため、リソース配分を見直す必要がある。全対象を監視指導できないのであれば、自主衛生のための講義を行う等の工夫が必要であろう。他の団体や区民との協働による効果的な実施方法を考えてほしい。</p> <p>リソースの制約だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、今後、監視業務が完全に行えず、事業者から提出された「自主管理報告書」の精査によって代替せざるを得ない場合が増えるかもしれない。どの分野が「自主管理報告書」による確認でも問題が少ないか、予め優先順位を考えておく必要があるのではないだろうか。</p> <p>住宅宿泊事業の事前相談件数増加により、対応に時間がかかるようになっている件について、リソースの問題なのであれば、問い合わせ窓口を外部委託する等、効率化の検討が必要である。今までのFAQをデータベース化する等、AIやチャットツール等を用いて自動化すれば、今後の対応の即応性は向上するのではないかとと思われる。</p>

視点別事業点検表

事業名: 環境保全普及啓発事業(地球環境フェア等)

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	【一定の必要性が認められる】 ・ 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B+	【事業手法は妥当である】 ・ 区が直接実施しなければならない法令等の規定は無いが、区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は妥当である。
受益者負担の適切さ	-	・ 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B+	【周知度は高い】 ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、効果的な広報活動をしている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を行っている。
補助金等の有効性	-	・ 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	【予算は概ね妥当である】 ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>EANA登録団体、友好都市との協働を図っており、その成果が地球環境フェアの充実に反映されている。今後のイベント開催の場所については、交通の便が良く、それなりの人数を収容できる場所が望ましい。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により、大規模イベントの開催に制約がかかりやすい状況にある。対象者をより限定し、直接的に働きかける方法を模索する必要がある。地域住民との協働で、地域ごとに比較的規模の小さいフェアを複数回開催する、といった取組みが、今後必要になるのではないかとと思われる。</p> <p>フェアの充実ぶりを示す指標が、必ずしも区民の環境保護、地球温暖化対策への関心の高まりを正確に計測しているわけではない点には注意が必要である。また、ウイズコロナ、アフターコロナの時期には、従来の、「地球環境フェア来場者数」のような指標を目標値と据えることが難しくなることは、先に述べた通りである。区民の関心の高まりと強く関連する、適切な活動目標を、新たに設定する必要があるだろう。</p> <p>環境課題を広く区民に啓発することを目的としたイベントであれば、現状の区報やホームページだけでのPRでは不十分であり、SNSツールの活用や、中高生の立ち寄りそうな店舗・掲示板等にポスターを貼る、といった工夫も必要ではないだろうか。環境活動の交流会については、環境課題の共有と、取り組みの活性化に資する活動であり、今後も継続していただきたい。実際に集まっての開催が困難な状況にあるため、オンラインでの開催、アーカイブ(保存記録)を設置し後日視聴できるような環境を整える、等の方法を検討する必要があるだろう。</p> <p>上述の小規模フェアや交流会を、複数回に分割して開催するのであれば、シンポジウムにおける講師の講演を動画で放映することも有効ではないだろうか。さらに、動画を区ホームページでも見られるような配慮についても、検討していただきたい。</p>

視点別事業点検表

事業名: 水害対策事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	A	<p>【必要不可欠である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令で実施が義務づけられている事業である。 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
事業手法の妥当性	B	<p>【事業手法は概ね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	-	<ul style="list-style-type: none"> 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	<p>【一定の周知度は認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	<ul style="list-style-type: none"> 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	<p>【予算は概ね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		<p>近年の自然災害の頻発に鑑み、区民の生命・生活を守るために必要な事業である。指標2の浸水被害の発生件数が0であるのは、非常に好ましい結果と言えるが、この成果には、区職員の努力だけでなく、区民の努力も含まれている。区による啓蒙活動の成果と見ることができ、区の活動状況を直接的に表す、他の指標を加えるほうが望ましい。</p> <p>水害対策と災害対策で、区の連絡窓口が一本化されるほうが、区民の利便性が高まるのではないかと考える。また、避難勧告等の伝達の手段としての防災無線は、豪雨の中では聞き取れないという課題があるため、別の仕組みも用意されているが、まだまだ広く周知されているとは言い難い。</p> <p>ハザードマップの認知度向上は重要な課題である。紙媒体での配布やインターネットでの公表だけでなく、区内施設の掲示板に表示するといった取組みを行い、日常から水害に対する意識を高めることが重要であると思われる。ハザードマップの理解促進については、教育の場でのハザードマップ活用についての講義、ハザードマップ活用方法に関するイベントの企画に加え、引き続き、区主催のイベント時にハザードマップの説明を受けられる場所を設ける、といった取組みも必要ではないかと考える。</p> <p>さらに、気象情報や避難情報のリアルタイムな発信、夜間の避難行動を促すために必要な情報の分かりやすい形での配信、災害リスクを理解してもらうための啓蒙活動の積極的な実施、住民同士で避難を呼びかけ合える仕組みの構築、自治会等との連携の強化等、具体的な取組みの必要性を感じる。また、水害が起こりそうになったときに自分たちがどのように行動すべきかを、タイムラインとしてまとめた地区もあるが、そのような地区を参考に、自治会との連携強化も必要であろう。</p> <p>区内でも一部、スーパー堤防が整備されたことで安心感が増したが、そのことが避難行動の遅れにつながらないようにしなければならない。避難行動についての調査・研究の継続、災害リスクを理解してもらうための取組みとしてのイベント企画、住民どうしで呼びかけ合える仕組み作り、行政や他団体・自治体等との連携強化が、これまでと同様に重要であろう。</p>

視点別事業点検表

事業名: 青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業(中高生の居場所づくり)

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	【一定の必要性が認められる】 ・ 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B-	【事業手法を見直す必要がある】 ・ 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	-	・ 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B-	【周知度を高める必要がある】 ・ 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 ・ 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	-	・ 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	C	【予算を見直すべきである】 ・ 社会情勢や区民ニーズ等の変化を踏まえておらず、抜本的な事業の見直しを積極的に行うべきである。 ・ 財源や人材の効率的な配分等、予算計上額も妥当とはいえない。
分科会意見		<p>中高生の居場所づくりが青少年非行対策であるとするならば、一定の必要性が認められる事業である。ジュニアリーダー研修会参加者数、ジュニアリーダースーパー研修会参加者数等の指標で、概ね高い達成率を実現している。しかしながら、各フラットスペースおよび新田ジュニア間で、開催回数、参加人数にばらつきが見られる。特に、神明と佐野の参加人数が少ない。費用対効果の検証を行い、立地の見直しも含めた、事業手法の抜本的見直しを検討することが望まれる。たとえば、住区センターの運営委員会に委託または補助金を支出して、スペース数の増加を図ってはどうか。参加人数の多い新田地区については、開催回数を増やしてもよいのではないかとと思われる。</p> <p>「ふらっと立ち寄れる」場所の提供を目的としているのであれば児童館で十分であり、本事業には、中高生に受け入れられる居場所づくりのために、適切な資源の投入を行っていただきたい。そのためには、地域住民(中高生、保護者を含む)も巻き込んで、中高生の課題やニーズについて話し合い、事業目的の明確化を行う必要がある。見守り・教育・スポーツは、地域ボランティアとの連携によって提供できているが、参加人数が少ない。各地域で課題やニーズが異なるのであれば、その地域に適合した居場所づくりが必要であり、関係機関、地域住民との連携・協働が一層必要となる。参加人数が少ないのは、関係機関、地域住民との連携が十分に図られていないことが、一つの要因ではないだろうか。</p> <p>中高生を対象としているので、区報やホームページのほかにも、SNSツールを活用しての広報を検討してもよいのではないだろうか。また、ウイズ・コロナ、アフター・コロナの中で、どのようにして中高生の居場所を確保するかも課題であり、オンラインでの実施を検討する等、中高生同士が話し合える、相談できる、繋がる仕組みを考える必要があると思われる。</p>

資 料

- 1 個別評価調書(重点プロジェクト事業)…………… 資料1
※区民評価委員会評価対象外
- 2 足立区区民評価委員会委員名簿…………… 資料2
- 3 足立区区民評価委員会条例…………… 資料3
- 4 足立区区民評価委員会条例施行規則…………… 資料4
- 5 足立区行政評価マニュアル…………… 資料5
- 6 令和元年度重点プロジェクト事業体系一覧…………… 資料6
- 7 令和元年度重点プロジェクト事業ラインナップの変更点…………… 資料7
- 8 用語解説…………… 資料8

資料 1

今年度評価非該当であった重点プロジェクト事業調書（26 事業）を庁内評価まで実施した上で資料として添付します。

個別評価調書（重点プロジェクト事業） 区民評価委員会評価対象外

- ※ 調書中の(＊)を付した用語は、資料編(p.203)に解説あり。
- ※ システムの都合上、「平成31年度」の表記が残っている部分あり。

令和 2 年度 足立区区民評価委員会 分科会名簿

令和 2 年 4 月 1 6 日現在

分 科 会 名	氏 名	備 考
会 長	石阪 督規	埼玉大学 基盤教育研究センター教授
ひ と 分 科 会 (11事業)	藤後 悦子	東京未来大学 こども心理学部教授
	伊藤 萌恵	区民委員
	田邊 治代	区民委員
	中島 明子	区民委員
くらしと行財政分科会 (10事業)	大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部講師
	藤澤 一馬	区民委員
	明尾 陽子	区民委員
	庄子 恵美	区民委員
ま ち と 行 財 政 分 科 会 (10事業)	遠藤 薫	東京電機大学 未来科学部特別専任教授
	亀田 彩子	区民委員
	中川 麻耶	区民委員
	長谷川 浩一	区民委員
一 般 事 務 事 業 見 直 し 分 科 会 (7事業)	寺井 公子	慶応義塾大学 経済学部教授
	井上 寛之	区民委員
	大竹 恵美子	区民委員
	村田 文雄	区民委員

※ () 内は令和 2 年度に評価した事業数

足立区区民評価委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区区民評価委員会条例（平成18年足立区条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、足立区区民評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 18歳以上で、かつ、区内に在住、在勤又は在学する者 12人以内

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 委員会及び条例第6条第1項に規定する分科会（以下「委員会等」という。）の会議は、公開とする。ただし、会長又は分科会長が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(会議録)

第5条 委員会等は、速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 足立区区民評価委員会条例付則第3項に規定する委員は、第2条第2号に定める委員とし、希望する者の中から選出する。当該希望する者が6人を超える場合の選出方法は、抽選とする。

付 則（平成23年12月28日規則第66号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(足立区補助金等見直し評価委員会条例施行規則の廃止)

第2条 足立区補助金等見直し評価委員会条例施行規則（平成21年足立区規則第87号）は、廃止する。

付 則（平成25年3月29日規則第24号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月27日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年11月24日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

足立区区民評価委員会条例

(設置)

第1条 足立区自治基本条例（平成16年足立区条例第48号）第15条に規定する行政評価に関し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働・協創及び区政経営の改革を推進するため、区長の附属機関として、足立区区民評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政評価に関する事項
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(分科会)

第6条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によって選出する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区区民評価委員会	日額 7,000円
------------	-----------

(委員の任期の特例)

- 3 足立区区民評価委員会条例の一部を改正する条例(平成25年足立区条例第53号)の施行の日において、現に在職する委員のうち、6人以内の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、3年とする。

付 則(平成23年12月22日条例第46号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(足立区補助金等見直し評価委員会条例の廃止)

第2条 足立区補助金等見直し評価委員会条例(平成21年足立区条例第64号)は、廃止する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成25年12月24日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月28日条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

足立区行政評価マニュアル（改訂版）

令和2年3月

足立区政策経営部

目 次

はじめに	1
1 行政評価の目的	1
2 基本計画の施策体系について	2
3 重点プロジェクトの推進について	3
4 区民評価委員会について	5
5 評価結果の活用について	6
6 運用体制	7

はじめに

足立区では、平成12年度の「区政診断制度」の導入以来、事務事業評価を中心に行政評価に取り組んできました。平成17年度からは基本計画と行政評価を一体化し、行政評価に基本計画の進行管理という機能を持たせることで、区が行う様々な活動の進捗状況を示す一つの手段として一定の成果をあげてきました。同時に、評価の客観性の向上を目的として、行政評価制度に外部評価（区民評価委員会による評価）を導入し、区民目線による評価を実施してきました。

また、平成22年度より外部評価の対象を、それまでの「施策」から「重点プロジェクト事業」に変更しました。厳しい財政状況のもと、優先的に取り組むべき課題を整理した「足立区重点プロジェクト推進戦略」に基づいて編成した「重点プロジェクト事業」の成果を確実に出すために外部評価を実施し、具体的な評価結果に基づいた事業の「磨き込み」を図れる仕組みとしました。

平成24年度からは、一件算定的予算査定の要素も取り込み、評価制度のレベルアップを図るため、一般事務事業の一部についても外部評価を導入し、必要な事業であるか、適切な予算計上か、予算計上に無駄はないかなど、事業仕分け的な要素も含んだ、PDCAマネジメントサイクルではPに主眼を置いた評価を実施しています。

平成29年度からの基本構想では、足立区の将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を定めるとともに、その実現に向けた4つの視点（「ひと」「くらし」「まち」「行財政」）から基本的方向性を整理しました。

あわせて、重点プロジェクトの体系構築にあたっては、新基本計画に組み込むこととし、施策体系である4つの視点及び7つの柱立てに基づき体系的に見直しました。

このように、絶えず制度の効果・効率を高めるために行政評価の改善を図り、より実効性のある評価に基づいた区政運営の改革・改善を推進しています。

このマニュアルは、現在の行政評価制度を運用するにあたり、その基本的な概念や仕組みなどについてとりまとめたものです。

1 行政評価の目的

行政評価の目的は、主に次の四つです。

（1）区民に対する説明責任を果たし、協働・協創の基礎をつくる。

行政活動の目標や採用する手段、その成果等を区民に明らかにすることで、区の説明責任を果たし、区政透明度を高めて、区民との新たな協働・協創関係を創る基礎とします。

（2）より一層、成果重視の区政をめざし、重点プロジェクトを中心とした基本計画の進行管理を行う。

全ての重点プロジェクト事業と施策に成果指標を設定し、その数値の達成度を測定・把握することで、「どれだけ仕事をしたか」ではなく「どれだけ成果があがったか」という視点で区政を運営します。また、重点プロジェクトを中心とした基本計画の進行管理を行い、さらなる成果の向上をめざします。

(3) PDCA のマネジメントサイクルを確立し、戦略的な区政経営を行う。

行政評価は評価すること自体が目的ではありません。その目的は、評価の結果に基づき、重点プロジェクト事業や施策、一般事務事業の選択と集中を行ったり、事業の効率化を進めたり、組織を改正するなど、様々な面で区政運営を改善・改革する取組みにつなげていくものです。

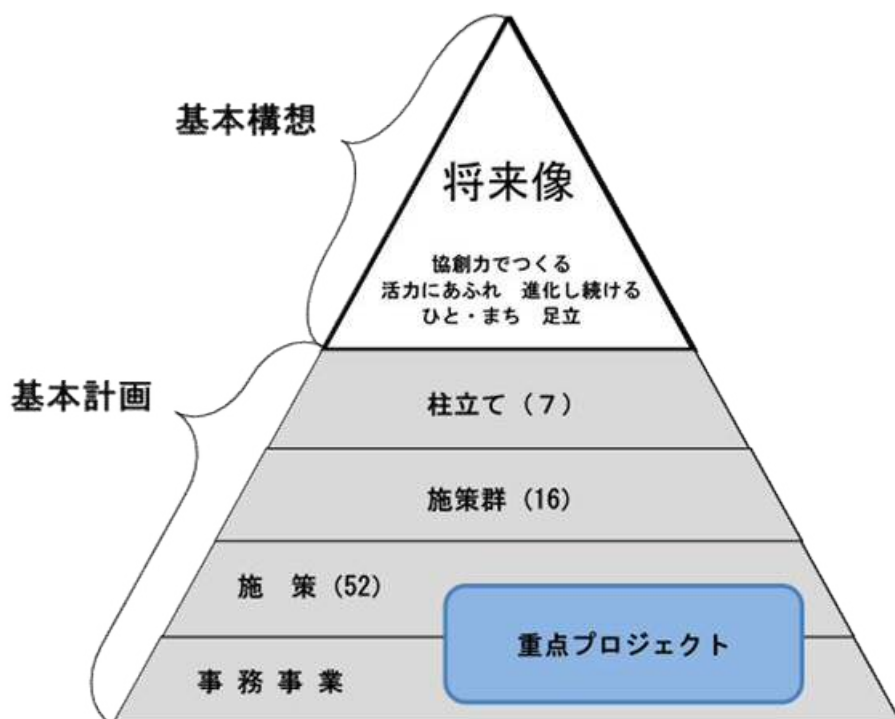
具体的には、各事業担当部が計画（プラン：P）、実施（ドゥ：D）、評価（チェック：C）、改善・改革（アクション：A）という「マネジメントサイクル」を確立し、包括予算制度のもと、評価結果を予算編成に反映することが必要です。また、区全体としても、評価結果を事業の選択と集中や財源配分に反映させた、戦略的な区政経営を行わなければなりません。

(4) 職員の意識改革を進め、政策形成能力を高める。

行政評価の実施を通じて、区民が何を求めているか、現状のままでよいかを常に自らに問いかける職員へと意識の改革を図り、政策形成能力の向上につなげます。

2 基本計画の施策体系について

【基本構想と基本計画の関係】



(1) 視点と柱立て

基本計画は、基本構想で示した将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向けて、基本的方向性を4つの視点で整理し、全ての施策を7つの柱立てに基づき設定しています。

【ひと】多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人

柱1 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

柱2 自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人

【くらし】人と地域がつながる 安全・安心なくらし

柱3 地域とともに築く、安全なくらし

柱4 いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし

【まち】真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち

柱5 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち

柱6 活力とにぎわいのあるまち

【行財政】様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政

柱7 区民の活躍とまちの活力を支える行財政

(2) 施策群と施策

視点と柱立ての下に、施策群と施策を位置づけています。「施策群」は、複数の「施策」を、その性質の類似性によって束ねたものです。29年度からの基本計画における体系では、16の「施策群」と52の「施策」が設定されています。

(3) 事務事業

区民に最も身近な様々なサービスを提供する等の具体的な事務や事業を「事務事業」としました。「事務事業」は、上位の「施策」を実現するための手段ですので、「施策」と「事務事業」は、目的と手段の関係になります。

施策体系には、区で行う全ての事業を配置し、現時点で約650事業があります。

3 重点プロジェクトの推進について

これまでは、基本計画に基づき各施策を展開するとともに、区が抱える重要かつ喫緊の課題を解決するため「足立区重点プロジェクト推進戦略」を策定し、優先的に取り組んできました。その結果、「ビューティフル・ウィンドウズ運動」により治安が改善され、「シティプロモーション」により区の魅力に関する内外の評価が高まる等、成果が出始めています。

今後も、ボトルネック的課題（治安、学力、健康、貧困の連鎖）を早急に解決し、変化しつつある社会情勢や区民ニーズに迅速かつ的確に応えるために、特に優先度の高い取り組みを「重点プロジェクト」として選定し、限られた予算や人材を重点的に配分するとともに、以下の視点でまとめた上でメリハリのある施策を展開していきます。

【重点プロジェクトの体系一覧】

視点	柱立て	重点目標
ひと	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人	家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える
	自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人	生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する
暮らし	地域とともに築く、安全な暮らし	区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する 環境負荷が少ないくらしを実現する
	いつまでも健康で住み続けられる安心な暮らし	高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する 健康寿命の延伸を実現する
まち	地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち	災害に強いまちをつくる 便利で快適な道路・交通網をつくる 地域の特性を活かしたまちづくりを進める
	活力とにぎわいのあるまち	地域経済の活性化を進める
行財政	区民の活躍とまちの活力を支える行財政	多様な主体による協働・協創を進める 戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う 区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす 次世代につなげる健全な財政運営を行う

4 区民評価委員会について

(1) 区民評価委員会の評価について

ア 委員会の役割

区民評価委員会は、区が実施した施策や事業について、区民や学識経験者の観点で評価を実施し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働・協創と区政経営の改革・改善を推進することを目的としています。

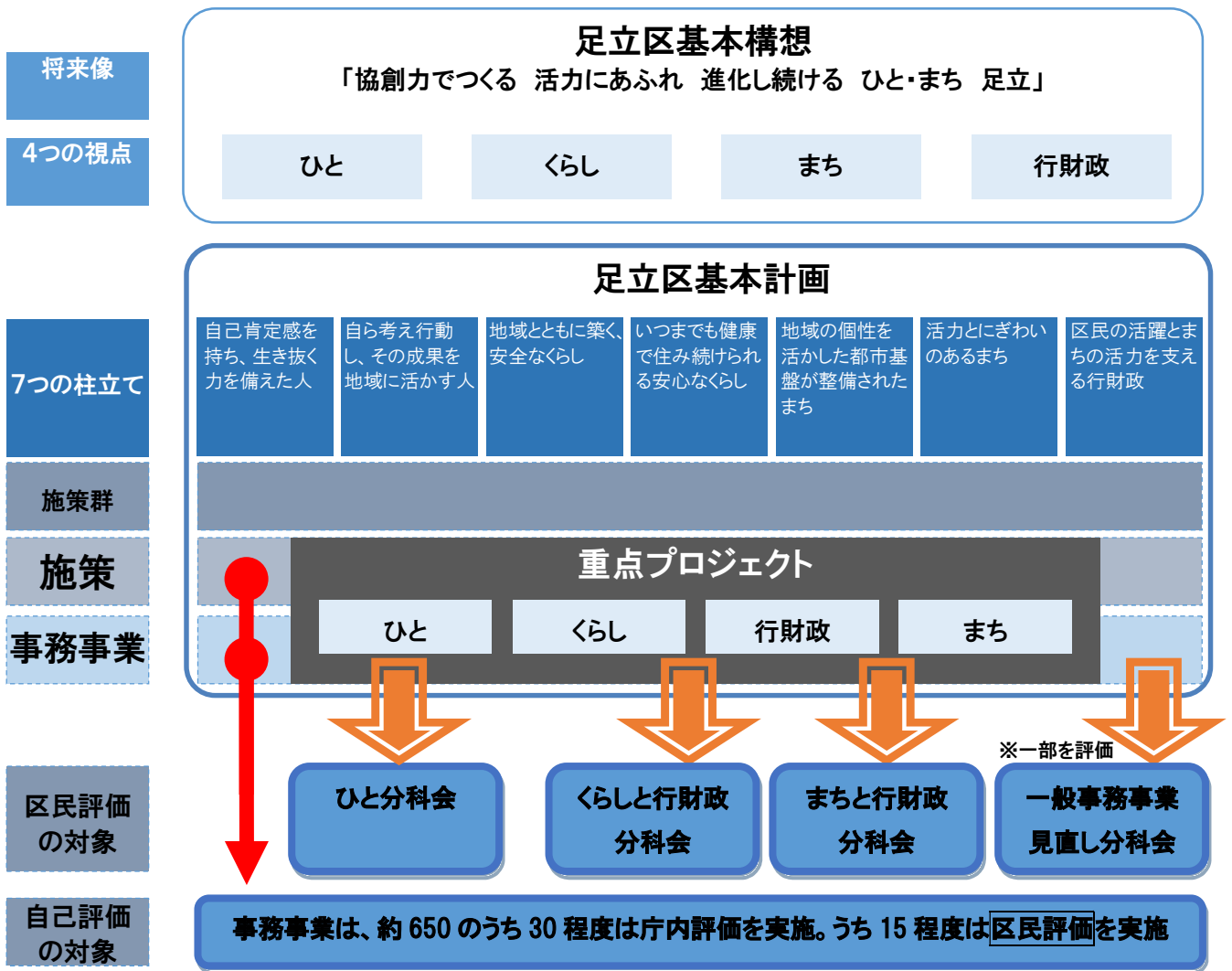
イ 委員会の構成

本委員会は、学識経験者委員 5 名以内、区民からの公募委員 12 名以内の合計 17 名以内で構成されます。

ウ 評価の体制

本委員会は評価活動を効率的に行うため、基本構想に定める 4 つの「視点」を基本とした三つの分科会（「ひと」「くらしと行財政」「まちと行財政」と、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業の一部の評価を実施する分科会（「一般事務事業見直し」）、の計四つの分科会を設置しています。

【区民評価委員会 分科会と評価対象の関係図】



(2) 区民評価委員会の評価対象について

区民評価委員会は、評価対象を重点プロジェクト事業に絞り込み、各プロジェクト事業の重点目標に対する達成状況の検証、達成に向けた改善方法の検討、新たな課題解決の提案などを行います。

また、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業についても、庁内評価を経た一部事業について、区民評価委員会の評価を実施します。

【評価対象別の評価体制】

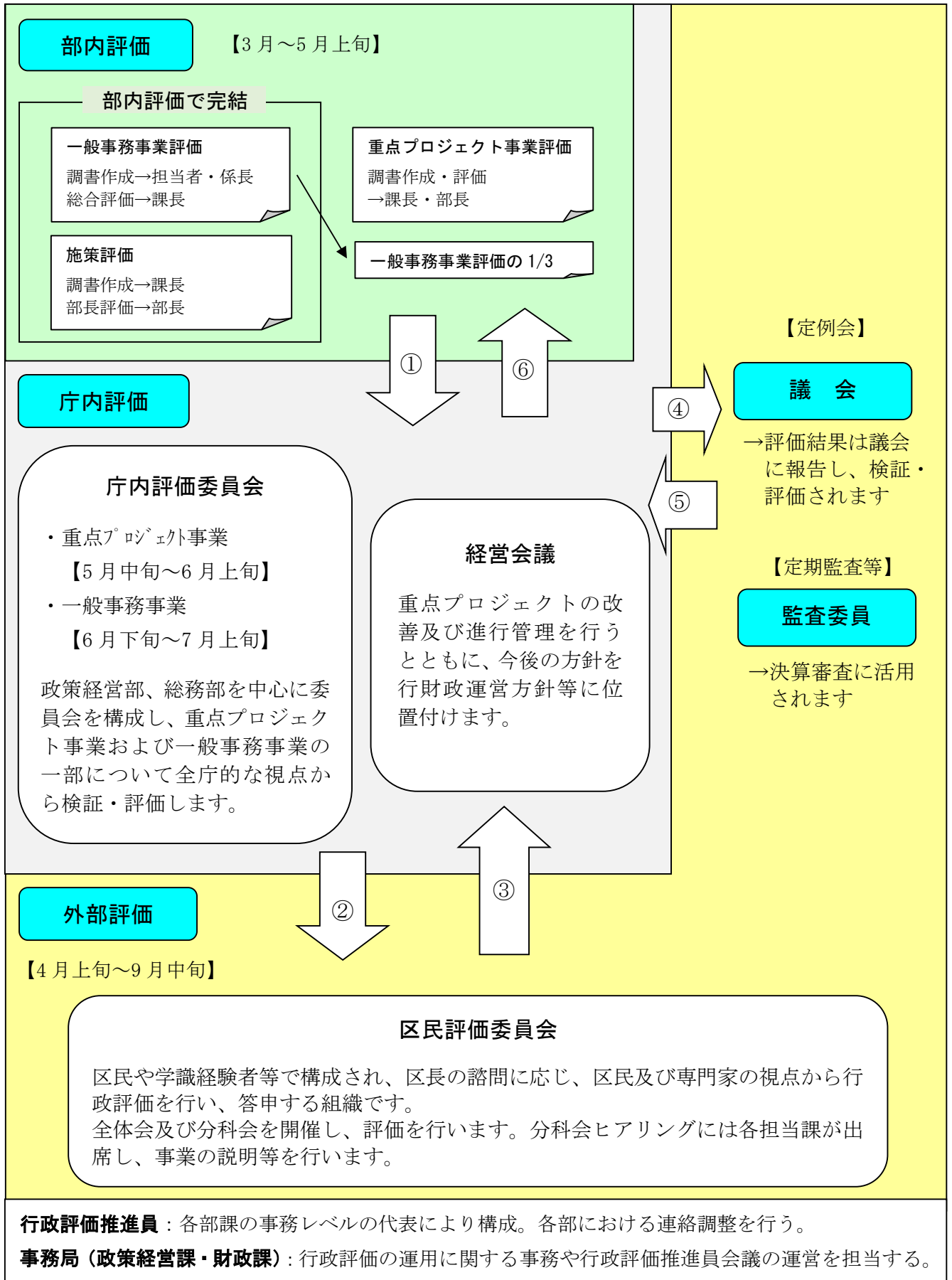
評価対象	各部評価	庁内評価 (庁内評価委員会)	外部評価 (区民評価委員会)
重点プロジェクト事業	○	○	○
施策	○		
一般事務事業	○	○ 毎年、全事業の1/3を評価対象とし、その中から30事業程度をヒアリング	○ 庁内評価委員会がヒアリングを実施した事業から15事業程度を選定

5 評価結果の活用について

重点プロジェクト事業や施策、一般事務事業の評価結果は、基本構想で定める足立区の将来像の実現に向けた改善に役立てるとともに、基本計画の進行管理の手段として活用します。特に重点プロジェクトは、充実に向けた改善を強化します。

なお、重点プロジェクト事業以外の一般事務事業については、全事務事業の3分の1程度を庁内評価の対象とし、3年ローリングで評価を実施します。評価結果に基づいて、事業の必要性や予算計上および執行の適切さ、といった視点での見直しを行うことで、予算編成や事業執行に反映していきます。

6 運用体制



令和2年度 重点プロジェクト事業体系一覧

【ひと】

「★」…子どもの貧困対策重点事業

柱立て	重点目標 (施策群)	重点項目	事業 No.	種別等	令和2年度		担当所管
					評価 有無	名称	
自己肯定感を持ち、 生き抜く力を備えた人	①家庭・地域と連携し、 子どもの学びを支え育む	就学前教育の充実	1		○	★「幼児教育推進事業・家庭教育推進事務」	教育指導部 就学前教育推進課 子ども家庭部 青少年課
		確かな学力の 定着	2		○	★「学力向上対策推進事業（小学校の基礎学力対策）」	教育指導部 学力定着推進課
			3		○	★「学力向上対策推進事業（中学校の基礎学力対策）」	教育指導部 学力定着推進課 教育指導課
			4		○	★「学力向上対策推進事業（教員の授業力向上）」	教育指導部 学力定着推進課
			5	【くらし】	○	★「発達支援児に対する事業の推進」	子ども家庭部 こども支援センターげんき 支援管理課
		子どもの状況に応じた 支援の充実	6		○	★「不登校対策支援事業」	子ども家庭部 こども支援センターげんき 教育相談課
			7		○	★「育英資金事業」	学校運営部 学務課
			(31)	【くらし】 再掲		★「生活困窮者自立支援事業」	福祉部 くらしとしごとの相談センター
		健やかな身体づくり	8		○	「小・中学校給食業務運営事業（おいしい給食の推進）」	学校運営部 学務課
			(33)	【くらし】 再掲		「健康あだち21推進事業（糖尿病対策）」	衛生部 こころとからだの健康づくり課
		遊びと実体験の場や 機会の充実	9		○	★「放課後子ども教室推進事業」	学校運営部 学校支援課
	10			○	「こども未来創造館事業」	地域のちから推進部 地域文化課	
	11			○	「自然教室事業・体験学習推進事業」	学校運営部 学務課 子ども家庭部 青少年課	
	②妊娠から 出産・子育てまで切れ 目なく支える	多様な保育サービスの 提供と待機児童の解消	12		○	★「待機児童解消の推進」	子ども家庭部 待機児ゼロ対策担当課 子ども施設整備課 子ども施設入園課 子ども施設指導・支援担当課
			13		○	★「学童保育室運営事業」	地域のちから推進部 住区推進課
		子育て不安の 解消	14		○	★「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASM&P）の推進事業（妊産婦支援事業、こんには赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業）」	衛生部 保健予防課
			15		○	★「子育てサロン事業」	地域のちから推進部 住区推進課
16				○	★「養育困難改善事業（児童虐待対策等）」	子ども家庭部 こども支援センターげんき こども家庭支援課	
17			【くらし】	○	★「ひとり親家庭総合支援事業」	福祉部 親子支援課	

柱立て	重点目標 (施策群)	重点項目	事業 No.	種別等	令和2年度		担当所管
					評価 有無	名称	
自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人	③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる	地域での学習・文化・スポーツ活動等の定着	18		○	「文化・読書・スポーツ活動協創推進事業」	地域のちから推進部 地域文化課 生涯学習支援課 スポーツ振興課 中央図書館
			19		○	「東京オリンピック・パラリンピックレガシー創出事業」	政策経営部 経営戦略推進担当課 地域のちから推進部 スポーツ振興課
			(29)	【くらし】 再掲		「介護予防事業（パークで筋トレ・ウォーキング教室、はつらつ教室、はじめてのらくらく教室）」	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課 地域のちから推進部 スポーツ振興課
	④多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する	互いを認めあう人の育成	20		○	「ワーク・ライフ・バランスの推進事業」	地域のちから推進部 区民参画推進課
			—	【くらし】 【まち】	—	「ユニバーサルデザイン推進事業」 ※評価対象外	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課
			(48)	【行財政】 再掲		★「NPO・区民活動支援事業」	地域のちから推進部 区民参画推進課
			(50)	【行財政】 再掲		「協創推進体制の構築」	政策経営部 協働・協創推進担当課

令和2年度 重点プロジェクト事業体系一覧

【くらし】

「★」…子どもの貧困対策重点事業

柱立て	重点目標 (施策群)	重点項目	事業 No.	種別等	令和2年度		担当所管
					評価 有無	名称	
地域とともに築く、安全なくらし	⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する	ビューティフル・ウィンドウズ運動の強化	21		○	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（地域防犯力の向上）」	危機管理部 危機管理課
			22		○	「生活環境保全対策事業（ごみ屋敷、不法投棄、放置自転車対策）」	環境部 生活環境保全課 都市建設部 交通対策課
			23		○	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（防犯まちづくり事業）」	都市建設部 市街地整備室 まちづくり課
			(40)	【まち】 再掲		「空き家利活用促進事業」	都市建設部 建築室 住宅課
	24		○	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（美化推進事業）」	地域のちから推進部 地域調整課		
	⑥環境負荷が少ないくらしを実現する	循環型社会への転換の促進	25		○	「エネルギー対策の推進（温室効果ガス排出削減）」	環境部 環境政策課
			26		○	「ごみの減量・資源化の推進」	環境部 ごみ減量推進課
27			【まち】	○	「自然環境・生物多様性の理解促進事業」	環境部 環境政策課	
いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし	⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する	高齢者等の安心を確保	28		○	「地域包括ケアシステムの推進」	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課
			29	【ひと】	○	「介護予防事業（パークで筋トレ・ウォーキング教室、はつらつ教室、はじめてのらくらく教室）」	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課 地域のちから推進部 スポーツ振興課
			30		○	「孤立ゼロプロジェクト推進事業」	地域のちから推進部 絆づくり担当課
		多様な支援サービスを提供による区民生活の安定・自立の推進	31	【ひと】	○	★「生活困窮者自立支援事業」	福祉部 くらしとしごとの相談センター
			(5)	【ひと】 再掲		★「発達支援児に対する事業の推進」	子ども家庭部 こども支援センターげんき 支援管理課
			(17)	【ひと】 再掲		★「ひとり親家庭総合支援事業」	福祉部 親子支援課
				【ひと】 再掲		「ユニバーサルデザイン推進事業」 ※評価対象外	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課
	(47)	【まち】 再掲		★「就労支援・雇用安定化事業（区内企業の人材確保支援等）」	産業経済部 企業経営支援課		
	⑧健康寿命の延伸を実現する	自ずと健康になれるくらしの支援	32		○	「データヘルス推進事業」	衛生部 データヘルス推進課
			33	【ひと】	○	「健康あだち21推進事業（糖尿病対策）」	衛生部 こころとからだの健康づくり課 データヘルス推進課
34				○	「こころといのちの相談支援事業」	衛生部 こころとからだの健康づくり課	
安心できる地域医療の充実		—			「大学病院整備の支援事業」 ※評価対象外	衛生部 衛生管理課	

令和2年度 重点プロジェクト事業体系一覧

【まち】

「★」…子どもの貧困対策重点事業

柱立て	重点目標 (施策群)	重点項目	事業 No.	種別等	令和2年度		担当所管
					評価 有無	名称	
地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち	⑨災害に強いまちをつくる	防災対策の強化	35		○	「防災力向上事業（防災訓練・防災計画・水害対策の強化）」	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課
			36		○	「防災まちづくり事業の推進（密集市街地整備・不燃化促進・細街路整備）」	都市建設部 市街地整備室 密集地域整備課 建築室 開発指導課
			37		○	「建築物減災対策事業」	都市建設部 建築室 建築調整課 建築安全課
	⑩便利で快適な道路・交通網をつくる	道路・交通網の充実	38		○	「交通環境の改善事業（都市計画道路及びバス・自転車走行環境の整備）」	都市建設部 交通対策課 道路整備室 街路橋りょう課
	⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める	都市機能の向上	39		○	「鉄道立体化の促進事業（竹ノ塚駅付近連続立体交差事業）」	都市建設部 鉄道立体推進室 竹の塚整備推進課
				【行財政】 再掲		「エリアデザインの推進」 ※評価対象外	政策経営部 エリアデザイン推進室 エリアデザイン計画担当課
			(23)			「ビューティフル・ウィンドウズ運動（防犯まちづくり推進地区認定事業）」	都市建設部 市街地整備室 まちづくり課
		良好な生活環境の形成	40	【くらし】	○	「空き家利活用促進事業」	都市建設部 建築室 住宅課
				【ひと】 再掲		「ユニバーサルデザイン推進事業」 ※評価対象外	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課
		緑と水辺と憩いの空間の創出	41		○	「緑の普及啓発事業」	都市建設部 みどり公園推進室 みどり推進課
	42			○	「公園等の整備事業（パークイノベーションの推進等）」	都市建設部 みどり公園推進室 みどり推進課 パークイノベーション担当課	
			(27)	【くらし】 再掲		「自然環境・生物多様性の理解促進事業」	環境部 環境政策課
活力とにぎわいのあるまち	⑫地域経済の活性化を進める	中小企業の競争力向上を支援	43		○	「創業支援事業（産学金公ネットワークによる起業・創業支援）」	産業経済部 企業経営支援課
			44		○	「経営改善事業（生産性の向上と競争力強化）」	産業経済部 企業経営支援課 産業振興課
			45		○	「販路拡大支援事業（区内産業・製品のPR）」	産業経済部 産業振興課
	にぎわいのある商店街づくり	46		○	「商店街と地域商店の魅力向上事業（訪れたい店づくりと人が集うまちの創出）」	産業経済部 産業振興課	
	区内企業の人材確保	47	【くらし】	○	★「就労支援・雇用安定化事業（区内企業の人材確保支援等）」	産業経済部 企業経営支援課	

令和2年度 重点プロジェクト事業体系一覧

【行財政】

「★」…子どもの貧困対策重点事業

柱立て	重点目標 (施策群)	重点項目	事業 No.	種別等	令和2年度		担当所管		
					評価 有無	名称			
区民の活躍とまちの活力を支える行財政	⑬多様な主体による協働・協創を進める	協働・協創による地域づくりの活性化	(30)	【くらし】再掲			「孤立ゼロプロジェクト推進事業」	地域のちから推進部 絆づくり担当課	
			48	【ひと】	○	★	「NP0・区民活動支援事業」	地域のちから推進部 区民参画推進課	
			49		○		「町会・自治会の活性化支援」	地域のちから推進部 地域調整課	
			(24)	【くらし】再掲			「ビューティフル・ウィンドウズ運動（美化推進事業）」	地域のちから推進部 地域調整課	
			50	【ひと】	○		「協創推進体制の構築」	政策経営部 協働・協創推進担当課	
		51	大学連携の推進	○	★	「大学連携コーディネート事業」	政策経営部 広報室 シティプロモーション課		
	⑭戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う	行政評価制度の活用と改革	—	—	—	—	「行政評価事務」 ※評価対象外	政策経営部 政策経営課	
			—	—	—	—	「戸籍住民課の窓口業務委託」 ※評価対象外	区民部 戸籍住民課	
			—	—	—	—	「国民健康保険業務の外部委託」 ※評価対象外	区民部 国民健康保険課	
			—	—	—	—	「会計管理業務の外部委託」 ※評価対象外	会計管理室	
			—	—	—	—	「介護保険業務の外部委託」 ※評価対象外	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課	
			—	—	—	—	「足立保健所窓口等運営業務の外部委託」 ※評価対象外	衛生部 衛生管理課	
		協創を推進する人材の育成	52		○			「接客力の向上」	政策経営部 広報室 区民の声相談課
			53		○			「人材育成事務（職員研修事業、職員の能力を活かす人事）」	総務部 人事課 人材育成課
			54	戦略的広報の展開	○			「情報発信強化事業（各種広報媒体の充実・情報発信力の向上等）」	政策経営部 広報室 報道広報課
			55	的確な区民ニーズの把握	○			「区民意識調査事業（世論調査・区政モニター制度等）」	政策経営部 広報室 区政情報課
	⑮区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす	区の魅力向上	56		○		「シティプロモーション事業」	政策経営部 広報室 シティプロモーション課	
			—	【まち】	—		「エリアデザインの推進」 ※評価対象外	政策経営部 エリアデザイン推進室 エリアデザイン計画担当課	

柱立て	重点目標 (施策群)	重点項目	事業 No.	種別等	平成31年度		担当所管
					令和 2年	名称	
区民の活躍とまちの活力を支える行財政	⑩次世代につなげる健全な財政運営を行う	堅固な歳入基盤の確保	57		○	「4 公金収納金の収納率向上対策（税・保険料）」	区民部 納税課 国民健康保険課 高齢医療・年金課 福祉部 介護保険課
			—		—	「低・未利用の公有財産（土地・建物）の活用」 ※評価対象外	資産管理部 資産管理課 資産活用担当課
		公共施設の再編	—		—	「「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の更新・再配置の推進」 ※評価対象外	資産管理部 施設再編整備計画担当課

令和2年度重点プロジェクト事業ラインナップの変更点一覧

令和元年度		変更	分野	令和2年度	
No.23	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（ 防犯まちづくり推進地区認定事業 ）」	⇒	くらし	No.23	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（ 防犯まちづくり事業 ）」 ◆これまで実施していた防犯まちづくり推進地区の認定支援に加えて、個人の「(仮称)ながらみまもり活動」登録制度を導入し、地域の見守り活動を進めていく（事業拡充及び名称変更）。
No.35	「防災力向上事業（防災訓練・防災計画）」	⇒	まち	No.35	「防災力向上事業（防災訓練・防災計画・ 水害対策の強化 ）」 ◆令和元年度の台風19号を受けて、令和2年度は水害対策を強化していくため、それに合わせて事業目的と指標の変更を実施（事業拡充及び名称変更）

《用語解説》

用語	解説
空き家特別措置法	空家等対策の推進に関する特別措置法の略称。空き家の持ち主について市区町村に固定資産税の納税記録を照会して特定して立ち入り調査権限をすることを認め、倒壊の恐れがある等の「特定空き家」については撤去や修繕を命じ、行政代執行を可能にすることなどを規定している。
オンライン	コンピュータネットワークが接続され、サービスの享受が可能な状態を示す。対義語はオフライン。
協創	「区民、NPO、企業等、多様な主体が、互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層力を発揮する仕組み」です（参考資料：図1）。
協創プラットフォーム	協創推進のために、公・民、様々な主体が自由に集える機会や場。
グッドプラクティス	良い取り組み。
コーディネーショントレーニング	遊びの要素を取り入れながら行う「脳と神経を効率よく働かせ、運動能力を高めるトレーニング」。遊び感覚で楽しみながら行うことができるため、運動嫌いの子どもたちも知らない間に身体を動かすことを身につけることができる。
細街路	幅員4m未満の狭あい道路
シェイクアウト訓練	シェイクアウト（SHAKE OUT）とは米国の造語。地震を吹き飛ばすの意。参加時刻に、その場で1分間、頭を抑えてしゃがむか机に潜るだけのシンプルな訓練。
シティプロモーション	まちの魅力を発掘・磨き・創造するとともに、戦略的に発信し、自慢できる、誇れるまちへと進化させること。
デジタルサイネージ	電子看板（該当事業では災害用電子看板として活用）
ニュー・ノーマル	ビジネスや経済学の分野において、2007年から2008年にかけての世界金融危機やそれに続く2008年から2012年にかけての大景気後退（英語版）の後における金融上の状態を意味する表現。昨今では、新型コロナウイルス感染症を感染拡大を契機に定着しつつある新しい生活様式の事を指してニュー・ノーマルという。
パークイノベーション	魅力ある地域の公園づくりと、持続可能な公園運営を目指す取り組み。
フードドライブ	家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。
Aメール	足立区のメール配信サービス。区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛に送る。
DX(Digital Transformationの略)	ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基に、サービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風

	土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
ICT(information and communication technology)	情報通信技術
MIM(Multilayer Instruction Model)	多層指導モデル。通常の学級において、異なる学力層の子どものニーズに対応した指導・支援をしようという指導モデル。子どもが学習につまずく前に、また、つまずきが深刻化する前に指導・支援を提供することを目指す。
PDCAのマネジメントサイクル	計画（プラン：P）、実施（ドゥ：D）、評価（チェック：C）、改善・改革（アクション：A）という作業を継続的に循環させて業務改善をしていくこと。
QOL (quality of life)	人々の生活を物質的な面から数量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。LINE、Facebook、Twitter など。

（図 1） 協働と協創の概念図

